

令和4年第1回定例会

# 長柄町議会会議録

令和4年 3月1日 開会

令和4年 3月16日 閉会

長柄町議会

## 令和4年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月1日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○施政方針	6
○一般質問	16
柴 田 孝 君	16
本 吉 敏 子 君	32
高 橋 智恵子 君	53
○承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第6号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○延会の宣告	92

## 第 2 号 (3月2日)

○議事日程	93
○出席議員	93
○欠席議員	93
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	94
○開議の宣告	95
○諸般の報告	95
○議案第12号～議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託	95
○休会の件	106
○散会の宣告	107

### 第 3 号 (3月16日)

○議事日程	109
○出席議員	109
○欠席議員	109
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	110
○開議の宣告	111
○諸般の報告	111
○議案第12号～議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○日程の追加	121
○発議案第1号の上程、説明、採決	121
○閉議及び閉会の宣告	122
○署名議員	125

長柄町告示第1号

令和4年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月26日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和4年3月1日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	高 橋 智 恵 子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	鶴 岡 喜 豊 君	4 番	池 沢 俊 雄 君
5 番	三 枝 新 一 君	6 番	山 崎 悦 功 君
7 番	本 吉 敏 子 君	8 番	星 野 一 成 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	柴 田 孝 君
11 番	古 坂 勇 人 君		

不応招議員（なし）

## 令和4年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年3月1日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度長柄町一般会計補正予算(第8号))
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度長柄町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 7 議案第 1号 長柄町浸水警戒区域に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6号 令和3年度長柄町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第 7号 令和3年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 8号 令和3年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 9号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 10号 令和3年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 11号 令和3年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

---

出席議員（11名）

1番	高橋智恵子君	2番	岡部弘安君
3番	鶴岡喜豊君	4番	池沢俊雄君
5番	三枝新一君	6番	山崎悦功君
7番	本吉敏子君	8番	星野一成君
9番	月岡清孝君	10番	柴田孝君
11番	古坂勇人君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課長	石井正信君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	森田孝一君	健康福祉課長 兼地域包括 支援センター 兼福祉 センター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	小泉義彦君
会計管理者	石井和子君	こども園長	川嶋静雄君
教育長	石川和之君	学校教育課長 兼給食 センター所長	川田亨君
生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君	選挙管理 委員会書記長	石井正信君
農業委員会 事務局長	小泉義彦君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山越康弘	議会書記	貝塚匡
議会書記	那須悠太		

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（古坂勇人君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴席の皆様には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和4年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（古坂勇人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

9番 月 岡 清 孝 議員

10番 柴 田 孝 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（古坂勇人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日から16日までの16日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日から16日までの16日間に決定いたしました。



---

### ◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されていますので、印刷してお配りしてあります。

---

### ◎施政方針

○議長（古坂勇人君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

清田町長より、本定例会に当たり、施政方針を述べたいと申出がありましたので、これを許します。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 令和4年第1回長柄町議会定例会の開会に当たり、令和4年度予算案をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長に就任させていただいてから、早くも任期最後の年となりました。

令和元年には、本町がこれまでに経験したことの無い大きな災害に見舞われ、その直後から、現在も続く新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な行政課題を抱えながら町政運営に取り組んでまいりました。この間、町民の皆様、そして、議員各位から心強いご理解とご協力をいただいたことに対しまして、心より感謝申し上げます。

何よりも初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患され苦しんでおられる方々のご家族の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

そして、感染リスクと日々向き合いながら、最前線の現場でご尽力されている医療関係者をはじめ、介護施設など私たちの暮らしを支えていただいているエッセンシャルワーカーの

皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が世界規模で蔓延する中、一昨年4月に、最初の緊急事態宣言を、また、昨年1月及び8月と、今日に至るまで3度の緊急事態宣言を経て、生命や健康への脅威、経済への打撃、個人の意識・価値観の変容など、この2年間、私たちはこれまでにない経験をし、日常生活にも大きな変化をもたらされました。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、50回を超える新型コロナウイルス対策内部会議を開催、また、これまで予算を15回補正、定例会を含め12回にわたり町議会を招集して、町民の命と健康を守る、暮らしに必要な支援を届けるための取組を続けてまいりました。

令和4年度におきましても引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から、町民の日常生活を守ることを最優先とする方針を維持し、取組を継続してまいります。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けては、引き続き茂原市長生郡医師会との協力体制、意思疎通を図り、長生郡市7市町村一体となって万全の態勢で臨んでまいります。感染予防に当たりましては、町民お一人お一人の対策意識とご協力が不可欠であります。町民の皆様におかれましては、引き続き感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

さて、本町を取り巻く状況ではありますが、まず、国におきましては「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、2020年の骨太方針に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に継続する中で、世界経済は戦後最悪の落ち込みから、再び前に向かって動き出しているという認識が示されています。

さらに、単なる景気回復にとどまらず、カーボンニュートラルの実現に向けた動き、デジタル化やデータ利活用の急速な進展等、ダイナミックな変化に世界各国が対処し政策対応を行っており、日本も世界全体の急速かつ大きな変化にスピード感を持って対応していくことが求められるとされています。

加えて、ポストコロナをにらみ、未来を開き、成長を促す4つの原動力が示され、その中の一つに「日本全体を元気にする活力ある地方づくり」が挙げられております。これには、副題として「～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～」とつけられており、これまでの様々な地方創生の取組に加えて、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正するとしています。

一方、千葉県の財政状況は、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による県税収入の伸び悩みが懸念されているほか、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税については減少が見込めるなど、極めて不安定な状況となっており、また、歳出面では、義務的経費のうち特に社会保障費や公債費が引き続き大幅に増加していく見込みであり、現時点では大変厳しい財政運営が見込まれています。

本町においても、少子高齢化の進展及び新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、個人所得や企業業績の伸び悩みが懸念されるほか、地方交付税の減少も見込まれるなど、安定した歳入が期待できない状態にあります。歳出では、義務的経費が引き続き増加していくことが予想され、県と同様に極めて厳しい財政運営が見込まれています。

さらに、2019年の台風・大雨災害に伴う財政出動による財政調整基金及び公共施設整備等基金の大幅な取崩しや老朽化した公共施設の維持管理にも適切に対応していく必要があることなどから、将来負担を見据えた持続可能な財政構造の確立に取り組んでいかなければなりません。

令和4年度の予算編成におきましては、このような状況を踏まえた上で、施策の厳選、そしてさらなる経費の節減に取り組んだところであります。

予算の詳細につきましては、予算審議の際、詳細にご説明をさせていただきますが、予算規模といたしましては、公民館建設事業のうち建築工事費分の減などの関係から、大幅な減額となっております。

予算といたしましては、一般会計40億7,600万円、特別会計20億1,410万円、予算総額は60億9,010万円となり、前年度と比較しますと、一般会計では17.8%の減、特別会計では3.5%の増、全体では11.8%の減となります。

ここで、第5次総合計画の施策体系に沿って主な事業をご説明いたします。

初めに、「ひとが自然と共生する快適なまちづくり」では、基盤の整備では、まず道路事業におきまして、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、橋梁長寿命化修繕事業や町道3033号線の道路改良事業等を継続して進めてまいります。

本町の動脈とも言える県道関係では、日吉菅田停車場線の改築を第一と捉えております。圏央道との様々な相乗効果などはもちろんのこと、近年増加している大型車の円滑な通行や歩行者の安全確保など、地域の皆様の安心安全が図られるものであり、最優先の位置づけで要望してまいります。

また、主要地方道市原茂原線針ヶ谷地先局部改良事業など、継続中事業の早期完成に向け

て関係機関との調整に尽力してまいります。

なお、スマートインター周辺道路整備事業につきましては、今年度末をもって、一旦事業完了となります。インター設置の計画から、ちょうど10年かと思えます。この間の地元力丸自治会をはじめ、隣接土地所有者など、関係する皆様の事業に対する深いご理解とご協力に對しまして、改めて衷心より感謝申し上げます。

公共交通の確保では、今年度も路線バスの利用促進と路線の維持に努めてまいります。高等教育における保護者の負担軽減や、高齢者の積極的な社会参加、外出支援、路線バス利用者支援として、学生及び65歳以上の方を対象とした定期、または回数券の半額助成を新年度も継続してまいります。公共交通の問題につきましては、住みやすさに直結する町の最重要課題と捉えており、現状、バス回数券とタクシー券の助成事業を併せて実施しております。将来的な財政状況等も勘案しながら、本町の地勢、特性に合った、より効率的な公共交通の在り方について、引き続き検討してまいります。

一宮川流域浸水対策特別緊急事業、通称流域治水事業では、測量や設計など、いよいよ本格的に本町に入っております。この事業は、2年前の大水害を受けて、川の水があふれないよう河川を直す事業のほか、流域全体で水をためる池づくり、仕組みづくりを行うものがあります。

流域治水は、河川管理者である千葉県県土整備部が事業主体となって進めていただきますが、千葉県としては農林水産部も加わり、オール県庁で取り組むこととしております。事業としては大変大規模で、広範囲にわたり、かつできるだけ短期間に実施するものです。町といたしましては、町民の安心安全を第一に、しっかりと千葉県と協働の体制を取ってまいります。

一昨年開通した刑部バイパスに近接して流れる普通河川刑部川の整備は、一宮川流域治水事業に時期を合わせ、緊急自然災害防止対策事業により、新年度から3か年の計画で実施してまいります。

地籍調査事業については、事業開始から11年目を迎え、現地での境界立会い業務は令和4年度が最終となる予定です。立会い成果の確認や法務局への申請など、最終的な登記完了までは、まだ数年要します。早期の完全完了に向けて一層推進してまいります。

次に、「ひとが健康で支えあう安心なまちづくり」保健・福祉の充実では、まず、健康ポイント事業に関しまして、ICTを活用し、健康づくりの取組に応じたポイントを付与する制度を平成29年度から実施しているところであります。今年度は、スマートフォンに対応す

るシステムの導入など、利便性の向上が図られ、初年度104名でスタートしたこの事業も、今年度は569名の参加をいただいております。

健康管理に係る動機づけ、また、自発的な取組を促進する目的のこの事業が広く町民に浸透し、健康づくりへと連動するよう、周知啓発に取り組んでまいります。また、たまったポイントを商品券と交換し、町内の商店でご利用いただけるものとしております。引き続き、健康づくりと商業等活性化の施策の連動を図ってまいります。

その他、女性の健康サポート事業、特定健診、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等につきましても、医療機関と連携を図りながら、乳幼児から妊婦、高齢者まで町民の健康増進に引き続き努めてまいります。

介護保険事業では、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、介護予防出張教室をはじめとする各種サロン活動などの取組について、社会福祉協議会との協働体制の下、今後とも積極的に推進してまいります。

公共交通の確保にも関連しますが、平成29年度秋から開始した高齢者等外出支援タクシー助成事業は、今年で6年目を迎えます。利用者は年々増加してきており、ニーズや実態把握などにより、対象者の条件緩和や助成額の上乗せなどを図ったことが結果に結びついているものと理解しており、なお一層、事業の浸透、拡大に努めてまいります。

次に、「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり」教育・文化の充実では、まずコロナ関係ですが、今年度に引き続き、文部科学省が示す学校の新しい生活様式や千葉県教育委員会から学校における感染対策ガイドラインに基づき、学校における新型コロナウイルス感染症のリスクを可能な限り低減した上で、児童・生徒の教育を受ける権利を確保し、安全な学校運営をしてまいります。

小学校の統合については、具体的な検討の段階に入りました。

進行する少子化や人口減少などから、町内2校の小学校の小規模化が進んでおります。学校においては、一定の集団規模が必要であるという基本部分を教育委員会と共有し、昨年末、長柄町小学校のあり方検討委員会を再度設置いたしました。再度となるのは言うまでもなく、10年ほど前に、水上・日吉の両小学校の統合事業を一度経ていることからであります。

教育委員会及びあり方検討委員会におきましては、現状と今後の見通しの共有に始まり、今後、より良質な教育環境への移行を目指し、義務教育期間をトータル9年間で見通した教育カリキュラムを編成する小中一貫教育の研究も進めつつ、議論、検討を重ねてまいります。

この2年でデジタル教育の基盤となる国のGIGAスクール構想に基づく整備が加速いた

しました。

本町では、令和2年度に町内の小中学校、児童・生徒一人一人に、タブレット端末の配備を完了いたしました。今年度は、持ち帰り学習のための充電器の購入、貸与を全児童・生徒に、また各教室に電子黒板の配置を行いました。

新年度も小学校の国語・算数のデジタル教科書の新規導入など、未来を見据えたICT教育の推進を図ってまいります。

コロナ禍により国際交流派遣事業が2年続けて中止となり、加えて東京2020オリンピック・パラリンピック大会を好機と捉えチャレンジした本町のスポーツ国際交流事業も、コロナをはじめとしたもろもろの事情から、結果的に実施されませんでした。

ことごとく、子供たちが楽しみにしていた機会が失われていく中で、何か国際理解を深める事業はできないかと、タウンアドバイザーの田島先生に代替の授業の相談を持ちかけたところ、急遽のお願いにもかかわらず、千葉大学による長柄中学校における国際交流に係る実践研究としてお引き受けくださり、外国人留学生5か国6名と、国際教養学部の学生6名及び教員3名による国際交流語学研修事業として、昨年秋、長柄中学校全校生徒を対象に行われました。

派遣された留学生は、台湾、韓国、インドネシア、ナイジェリア、オーストラリアと様々で、子供たちは、言語の違いはもちろんのこと、文化や慣習などの違いを対面で感じ、学ぶことができたとのこと、教職員からも大変高評価の報告を受けております。

これを機会に、新年度からは、代替事業ではなく、包括連携協定を締結している千葉大学による長柄町独自の授業の一つとして実施してまいります。

また、学力向上策の一環として、英語検定、漢字検定、数学検定の補助、外国語指導助手（ALT）の派遣を継続し、未来を担う子供たちのスキルアップを図ります。

心の教育を推進し、併せていじめ防止対策も含めた教育相談等を実践してまいります。

長柄町公共施設総合管理計画、個別施設計画の策定により、長寿命化の視点から修繕が必要とされた学校施設については、できる限り補助事業等を活用し計画的に整備を進めてまいります。

スポーツ・レクレーションの推進では、第60回の記念大会となる長柄町一周駅伝大会を実施します。一昨年の大災害と2年続けてのコロナ禍など、やむなく3年連続で中止となった節目の記念大会であります。開催できるよう期待しております。

また、新公民館の建設事業につきましては、予定どおり令和4年度末の完成を目指し進捗

しております。本年度の予算では公民館に係る全ての事業費を計上し、現在も鋭意執行、進捗管理に当たっているところであります。昨年12月、主要起債事業である公共事業等適正管理推進事業債の施策期間の5年間延長が決定されたことから、新年度予算で、外構工事など未発注部分について予算を取り直し、災害等の不測の事態を鑑みた予算配置を行います。

進学や就職、結婚などで、一旦長柄町を離れた若者たちが、出産あるいは子供の入学を機に再び長柄町に戻ってくる。我が子の教育は長柄町で受けさせたいと思ってもらえるよう、教育委員会と一体となって充実を図ってまいります。

次に、「ひとが清らかにうらおい美しく安全なまちづくり」生活環境の整備では、まず防災として、本年度は2年前の一連災害を踏まえた、避難所物資、災害備蓄品の充実を図りました。

新年度では、地域防災力の向上を一番の課題として取り組んでまいります。自主防災組織の設置支援も継続し、加えて自治会を含めたこれらの組織の中心となる防災リーダーを養成するため、災害対策コーディネーター養成講座を開催いたします。このほか、コロナ禍において分散避難の重要性が高まってきた中で、地域の皆様が避難所運営等に必要となるマニュアル案の整備も進めてまいります。

自分の命は自分で守る、自分の地域は自分たちで守る、このことを土台として町と一体となった防災力の向上を、町民の皆様とともに推進してまいります。

生活環境の整備では、町営住宅において、屋根、外壁の塗装事業に続き、令和2年度から事業化した浴室ユニットバス化は、新年度に日吉団地の残り30戸を整備し事業完了となります。今後も居住環境の充実を図ってまいります。

移住定住推進事業では、空き家・空き地バンクの運営やお試し移住のアテンド、SNSやホームページ等を活用した情報発信、地域住民と移住希望者の交流会の開催、都市部でのプロモーション活動等の移住定住に資するコーディネートを継続して行ってまいります。

次に、「ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり」産業の振興では、新年度も農林業等振興事業補助金を継続し、農業従事者等の負担軽減を図りつつ、引き続き、グリーンツーリズムの推進、鳥獣被害防止対策の強化を努めてまいります。また、地域協働による農地、農業用水等の保全管理と農村環境の向上を目的とする多面的機能支払交付金事業や耕作放棄地の発生防止、担い手育成等の確保を目的とする中山間地域直接支払交付金事業につきましても、導入地区の拡大、推進に引き続き努めてまいります。

農業における担い手の減少及び高齢化等の進行による労働力不足が深刻化する中、本町に

において、農林水産省の重点施策と位置づけられている先端技術を活用し、スマート農業の周知、推進を図ってまいります。

なお、長柄ダム周辺の観光・交流拠点にある都市農村交流センター及び周辺施設の再生につきましては、令和3年度、その在り方も含め、専門家を交えて検討に入りました。新年度から、新たな指定管理者の下に、町民と都市住民の憩いと交流の場として、そして町の魅力発信地として再整備を図ってまいりたいと考えております。

さらに、町の新たな特産品飲料「ながらとガラナ いろはにほへと」は、昨年7月から販売を開始しました。「千葉の真ん中 長柄町」を多くの人に知っていただく。また話題にさせていただく中で、本町を訪れて様々な遊びや体験を通して移住定住につなげていく。こういった好循環のきっかけの一つになればという期待を込めて取り組んでおります。

現在、千葉県内はもとより、都内や横浜市内など計96店が長柄町のガラナの販売を行っていただいております。新年度もこの知名度向上の取組を継続し、交流・関係人口の増加につなげてまいります。

コロナ禍で密を避ける余暇の過ごし方として、今まさにサイクリングが注目されており、本町においてもアマチュアの愛好家の方をはじめ、本格的なサイクリストまで様々、年々増加していることを皆さんも実感されているかと思えます。

週末、本町内を実際に走っている方へのヒアリングをした結果、起伏に富んでいるなどの本町の地理的要因から、大変魅力的でかつポテンシャルの高いルートが多いこと、また、加えて、本町を起終点または中間拠点として、中房総、南房総地域まで範囲として走っていることが分かりました。

そこで、本年は、道の駅ながら、太陽ファーム、交流センターなど、施設からサイクリストの休憩や情報交換などの拠点施設となるよう、ウェブ版サイクルマップを作成いたします。千葉市や市原市などと行政区域を超えた広域連携も視野に入れ、「千葉の真ん中 長柄町」をアピールしてまいります。

次に、「ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり」地域・行財政の充実では、まず住民サービスの向上として、昨年秋、コンビニ交付サービスを開始いたしました。仕事などで役場に来庁することができない方や、急に必要となった場合に、勤務先やお住まいの近くのコンビニエンスストアで、住民票、印鑑証明書、所得証明書の取得が可能となります。

また、新年度から地域おこし協力隊事業を開始します。

ご承知のとおり、この事業は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し



生活の拠点を移した方を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員が一定期間地域に移住して、地域ブランドや地域製品の開発、PRなどの地域おこしの支援や、農林業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域の定住・定着を図る取組であります。

本町につきましては、いわゆる過疎地域の指定を受けていないことから、これまで事業の対象となる町ではありませんでしたが、地域要件の見直しにより近年対象となりましたので、長柄町の移住定住事業をさらに推進する意味からも、新年度から新たに取り組むものであります。

本町では、昨年3月、町民一人一人が豊かな自然を慈しみ、健康で支え合い、それぞれの居場所で活躍するまちづくりを目指すため、「水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら」を引き続き将来像として掲げた第5次総合計画を策定しました。

20年、30年先の本町の明るい未来を見据える中で、今後進むべき10年間の町政の方向性を明らかにするため、初めて小学生ワークショップを行うなど、約2年間をかけて完成いたしました。

同時に、本町の人口減少、少子高齢化社会に立ち向かうため、総合計画の策定過程で浮かび上がった長柄町創生の鍵となる具体的施策を「長柄町第2期地方創生総合戦略」としてまとめました。この2つの計画は密接に関連していることから、総合戦略を総合計画の中期的な重点プロジェクトとして位置づけ、一体的な計画として策定し、令和3年度からその実現に取り組んでいるところであります。

とりわけ重要な取組として、国立大学法人千葉大学との包括連携協定を原動力の一つとした産・学・官の連携による生涯活躍のまちが挙げられます。

この長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想は、本町の地方創生総合施策と位置づけており、未来に向けて、民間企業・大学・町それぞれの強みや特性を掛け合わせ、人的交流や知的交流、そして地域活性化を図り、町の魅力を開花させてまいります。

それら総合計画の目指す「生涯活躍のまちながら」の実現に向けて、将来に過大な負担を残さない健全な財政運営を行っていく必要があります。

本町の財政推計において、少子高齢化により膨れ上がる社会保障費とともに、昭和40年代、50年代の高度成長期に一斉に整備を進めた各種施設や道路・橋梁などの社会インフラの維持修繕コストが重い財政負担となってきました。

本町では、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、5年経過の現在、その計画の

更新作業を行っていますが、当初の計画の中で、公共施設全てを健全な状態に維持管理していくためには、向こう30年間で290億円、年間約10億円の費用が必要であるとの試算結果が示されました。

一方で、これに対し投資額はとなるとかなりの乖離があるのは言うまでもなく、この経費を圧縮していくことが急務となっております。現在建築中の新公民館もその中の一つであり、また、小学校や交流センターの在り方も今後のコストに大きく影響します。

将来的に、施設の廃止や縮小、統合や複合化、加えて民間または地域への移譲なども検討していかなければならず、持続可能なまち、長柄町に向けて、町民の皆様のご理解を得ながら取り組んでまいります。

なお、これらの行政運営の全ては、SDGs 17の目標と169の「やるべきことリスト」から構成される、2030年に向けた持続可能な社会づくりの世界目標につながっていることを、私をはじめ職員一人一人が強く意識し、新年度からさらに取組を進めてまいります。

以上、令和4年度の町政に臨む私の所信及び施策について申し上げます。

結びに、今、コロナという未曾有の危機に全国民が直面し、この2年余りで、これまでの常識では考えられないような変化が起きました。

密を避けるという新しい生活様式が提唱され、リモートワークやウェブ会議が定着し、デジタル化の流れが一気に加速しました。

その結果、コロナの最大の副産物として、東京一極集中の是正が今起こっております。地方回帰、田園回帰という言葉も、昨今大変よく耳にします。

平成26年に始まった国を挙げての地方創生の取組では、地方への人の流れがなかなか目に見える形とならなかったものの、図らずもこのコロナという未曾有の危機をきっかけとして動き始めたように思えます。

残念ながら、新年度も新型コロナウイルスで始まり、もちろん最優先としてその対応に追われることとなるでしょう。しかしながら、私たちは身を縮めて、この脅威コロナという嵐を過ぎ去るのを、ただ待っているだけではできません。今こそアフターコロナ、ポストコロナを想像し、未来に向けて取組を始めていかなければなりません。

氷河期に生き残ったのは、環境変化に適応した少数の生き物たちだと言われております。世界が大きく変わろうとする中、変わることがリスクではなく、変わらないことこそがリスクであると、そういう時代になると思います。

変わる。そして、新しいことにチャレンジする。

今こそ、みんなでしなやかな長柄町の未来を切り開いてまいりたいと思います。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私の施策方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 以上で、町長の施政方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎一般質問

○議長（古坂勇人君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

なお、質問、答弁を含め60分内で終わるようお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

#### ◇ 柴 田 孝 君

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、大変お忙しい中ありがとう

ございます。

議席10番、柴田孝でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、執行部の皆様には、第6波となるオミクロン株が急増し、感染予防対策やワクチン接種事務等に多忙を極めており、大変ご苦労さまです。

さて、清田町長の今年の施政方針をお伺いしましたが、町の共通課題である少子高齢化や人口減少、基幹産業である農業の担い手不足など、多くの課題を受け止めて、町民の声に傾けて、町の活性化と持続可能な施策展開を期待し、町政の運営に取り組んでいただきたいと思っております。

なお、昨年からの新型コロナウイルス感染症も少し先の明るい状況にもあったようにも見られましたが、6波となるオミクロン株が急増する中、非常に困難となる経済活動や生活など厳しさが増す中、エッセンシャルワーカー等への影響や小売店舗等、实体经济に大きな影響とダメージを受けている状況ではないかと思っております。

一方、政府は、海溝型巨大地震の切迫における見直しに伴い、津波における被害想定が発表されましたが、巨大地震への想定を冷静に受け止め、正しく恐れることが重要とされています。気候変動による豪雨災害においても、あらゆる自然災害の意識を高め、行政の役割はハード対策、ソフト対策を同時に進めていく必要があると思っております。

そして、本町の新たな指針である第5次総合計画が昨年3月に策定され、町民一人一人と行政が協働し、創造し支え合いながら「小さくてもきらりと輝くまち“ながら”」を目指すこととしました。今後、少子高齢化等担い手不足を抱える我が町を取り巻く現状と課題をしっかりと把握され、町民の声をしっかりと受け止めることが重要であり、誰一人取り残さないSDGsの理念を取り入れた持続可能な町づくりの推進に取り組んでいくことが求められています。

そこで何点かの質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

1項目めの1点目ですけれども、持続可能な町づくりについてであります。

これまでも少子高齢化が進展し、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、担い手不足などから基幹産業は将来的に大きな影響を及ぼします。そして、第5次総合計画の将来人口の推計では、いわゆる生産年齢人口がますます減少する中、総合戦略の基本目標1「多様な働き方と働く場のあるまち～いきいきながら～」では、地域の農業を次世代に引き継ぐために、新規就農支援や里山再生事業、新たな農産物や加工品等の開発、販売の促進、有害鳥獣対策の強化の一層の推進、そして長柄町スマートインターを生かした町づくりなどを掲げま

した。

しかしながら、元年の豪雨災害の復旧や生活支援対策、また新型コロナウイルス感染対策といった中で、いろいろここ数年は町の行う事業や地域コミュニティーなどが中止され、各組織全体に大きな影響が出ています。現在多くの課題を抱える中、多様化する社会構造の変化や少子高齢化に伴い、人口減少による担い手不足など、町民の定住促進や基幹産業など、中長期的な観点から持続可能な政策展開を一つ一つ確実に積み重ね、実施することが重要と考えます。

そこでお伺いしますが、将来少子高齢化が進み、さらなる生産年齢人口減少に伴う税収の減少は避けられなく、町の財政力の低下につながり、町の活力が失われ、公共サービスの低下が生じるなどから、町づくりでは町民に理解が得られる有効な土地利用計画プラン的な構想が求められます。先ほども第5次総合計画について話しましたが、現状では多くの課題も提起され、特に農地法の規制もあり、手続上長時間かかることも十分承知しているところでございます。

茂原長柄スマートインターの開設には多額の費用をかけており、この茂原長柄スマートインターによる物流拠点等の好機としておりますが、社会構造や企業経営の変革に注視し、自然豊かな町の魅力の発信や企業努力の情報収集と併せ、地域再生法の構造的な地区やモデル地区として位置づけるなど、土地利用計画構想の策定について検討してきたのか。また、町に適した企業へのアプローチをどのようにしてきたのかお伺いします。

以上で1項目めの質問とします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 柴田議員のご質問にお答えします。

持続可能なまちづくり、土地利用計画と町に適した企業へのアプローチについてのご質問ですが、このたびの長柄町第5次総合計画におきまして、従来からの土地利用構想に加えてイメージ図を加えました。これは平成5年に本町で策定した長柄町都市マスタープランの総合計画図を簡素な形で更新したもので、今後の都市的土地利用の需要拡大に合わせ計画的に土地利用の転換を図るとした新構想を補完するものとして、今回新たに加えたものであります。

企業誘致に関する情報関係として、本町では平成28年から、千葉銀行地方創生部と県内外の企業動向などについて定期的に情報交換をさせていただいており、本町の地勢、環境に合

った企業とのマッチングも含めた調整役を担っていただいております。また、千葉県商工労働部企業立地課とも引き続き情報を共有し、優良企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

本町に適した企業へのアプローチはとのご質問ですが、従来の答弁と同様となりますが、本町には現在、企業誘致用のまとまった土地はなく、ご質問のS I C周辺の適地とされる土地も、申し上げるまでもなく、現状個人の所有地となっております。このようなことから、これまで企業側から問合せや相談があれば、できる限り応援をするとして事に当たっているという状況であり、こちらから特定した企業さんに対して営業アプローチをしたことはございません。

一方で、現在整備中の圏央道横芝大栄間も3年後の令和6年度中に供用開始に向けて現在整備中と聞いております。これにより圏央道は神奈川県内の一部を除き、ほぼ環状線として開通の形となり、紛れもなく本町のS I Cが地域の玄関口となり、全国とつながることとなります。この機を捉え、農地の計画的な土地利用の転換について実務的な調査、情報収集を開始したいと考えております。

以上、柴田議員の1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

何か進展があまりないような答弁でございますけれども、これ前にも質問しているんですけれども、私いろんな情報収集に対して一層のアンテナを高くしてはどうかということで、その辺の認識があまりないような感じを受けました。

今後、企業の立地を注視して支援施策、制度を最大限活用していくとの前の答弁もありましたんですけれども、清田町長の公約でもある茂原長柄スマートインターを生かした施策についてということなんですけれども、これがどういう施策をイメージしているのかよく分からないんですけれども、その辺1点お伺いします。

長引くコロナ感染症拡大について、経済社会的に問題が浮き彫りになってきたのではないかと考えていますが、企業の在り方や経済対策は国内の経済構造を変えるチャンスではないかとも言われていると思います。

今の答弁は、企業からの問合せや相談を待ったり、農地の計画的な土地利用の転換を研究していくとの答弁でありましたが、鶏が先か卵が先かということで、待っていては何も長柄町というところ、知名度の低い我が町には企業側からアプローチされるということはほぼな

いかと思います。町の立地条件や危険リスクなどを企業は当然調べたりして、元年の災害のリスクというようなこと、また農地山林の土地利用計画の規制だとか、そういうものがあって足かせがあると思います。なかなかそういう中で問合せはできないかという現状じゃないかと思います。

町の施策展開する上では、アイデア、ビジョンを共生したパートナーシップが私は大切だと考えています。将来像を見据えた基本的な成長戦略となるロードマップを作成することは重要と考えます。

企業や若者は一極集中から地方への動きもある中で、ICT化、デジタル化が促進され、経済体制を含めて積極的に自然豊かな町のアピールと情報収集、情報発信に努めて、物流拠点となるスマートインターを有効活用できるような企業誘致に向けて、きっかけづくりとしてもなると思うんですけれども、いろんな多くの知識人、経験した会社の関係者等、いろいろあると思うんですけれども、そういう知識を持った企業や大学からの有識者を介してトップセールスを行って、積極的に企業への働きを私はすべきと考えますが、町長の意見をお伺いします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 今、ご指摘のとおり、何もしていないということではありません。ただ、実現しなかったということでもあります。

これはいろんなところで、いろんな形で、水面下では多くのアプローチをしております。先ほども申し上げましたように、この土地というのは民間の土地であります。町の土地であれば最大限活用しながら行くこともありますけれども、第三者のいろんな足かせがあるということで企業誘致をやっていないということではありません。

県の商工労働部と先ほど言いましたけれども、県のほうは企業が出たいということであれば、先ほど県知事と、以前県知事が来庁されたときに農振を何とかというような形で、私どもの申入れを熊谷知事に申し上げました。そのことについて県のほうは、何とかそういう形であればこれから努力したいということを受けたということだけはご報告申し上げたい。トップセールスはやっていないということではありませんので、その辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

先ほどの答弁で、営業アプローチはしたことがございませんと言った中で、今またしていますと。これどっちが正しいのかよく分かりませんが、さっきしていないと言って、今やっていますという町長の答弁ですけれども、この辺は非常に難しい、その受け止め方はそれぞれ個人の差があると思うだけけれども、これはやっぱり多額の費用をかけたスマートインターを負担しているわけですよ。ですので、これはさっきも言ったけれども、どっちが先かということですよ。こっちから発信して呼び込んでいくというのが、これがやっぱり行政の役割だと思うし、町長の役割だと思います。

そういうことで、これ以上やっても話が進まないんじゃないかと思しますので、これはこれで積極的に今後取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

次に、施政方針の中で、町は高齢化が進んで、高齢者の自動車事故や何かも多いという中で、免許の返納だとかもうすぐしなくちゃいけないんだということで声を聞いています。路線バスも朝夕の1本ずつということで、どのくらいの利用者があるか分かりませんが、高齢者が通院、買物に行くには10時とか15時のもう2本ぐらい、交通の利便性を検討していただきたいというような声を聞いています。

タクシー券を使っても往復1万円かかっちゃうんだよとか、そういう話も聞いているんですけども、そういうものに対して今後、前にも交通網に対する検討委員会を設置でもして検討してもらいたいんだという話をしたんですけども、再度この辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほど町長の施政方針の中にも触れておりましたけれども、公共交通につきましては、町民の皆さんの住みやすさという部分にまさに直結する大事な最重要課題というような方針も示されたところでございます。認識も示されたところでございます。私どもといたしましても、議員からのご意見につきましてはまさに町民からの声、願いであるというところは共有しているというところでございます。

交通政策を担当している企画といたしましても、この辺につきましては各種協議団体もございまして、そちらの場で1日6本あった、片道6本、往復12本だった大津倉茂原駅間が昨年からは2本になってしまったというこの現状も踏まえて、小湊さんのほうにも何とかして



くれという話は当然しているわけなんです、全体的な、小湊さん非常に広い範囲で千葉県内で路線を持っていらっしゃるんですが、その中でも実乗が極端に少ない時間帯の削減などを行ったものだというのが向こうさんからのご説明でございます。そういうわけで、大津倉線につきましては実乗が昼間なかったというのも一つかと思えます。

冒頭申し上げましたように、もちろん議員のおっしゃったご意見は町民の願いでもあるというのは私も承知しております。1人であっても願いは願いでございますので何とかしたいわけなんです、そこは費用効果の話をしちゃうことではないんですが、タクシーの利用券という形でその足を確保するという、試行的な期間ではございますけれども、今その施策をやっているという状況でございます、苦しみながらも交通事業者のほうといろいろと協議、要望しながら進んでいる状況についてご理解いただければと思います。

今後とも交通政策担当といたしましては、その願いがかなうように声を張り上げて、また小湊さんのほうとも協議を進めてまいりたいと思っておりますので、その点ご理解いただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

非常に難しいところだと私も思っているんですけども、路線バスだけじゃなくて違う方法論というか、タクシーの助成制度のアップだとか、いろんな今やっていることから逸脱というか、いろんな方法論的にはあると思うので、今後検討して行ってほしいなというふうに思います。

では、2項目めなんですけれども、学校教育の充実についてであります。

町教育委員会は、第5次総合計画の前期基本計画の「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり」に基づき、具体化した教育施策を策定することとし、併せて毎年、町教育委員会の点検評価報告書が出されていますが、これを見させていただいています。そういうことで、近年の教育現場の多様性に考えさせられるところでもあります。

そこで、社会構造が大きく変化し多様性が求められている中で、現在新型コロナウイルス感染症急増により、今までの学校教育への影響が大きく、タブレット端末の活用やデジタル教科書の導入のほか、道徳教育、人権教育など教育指導方針も大きく変わり、児童・生徒は精神的、心の不安を募らせると同時に、日常生活に困窮する家庭の増加など察するところでもあります。

さらには、教育現場は社会構造の変容は著しく、教員のブラック勤務についての報道もあ

る中、教職員はニーズに追いついているのか説明責任が求められる大変な時代でございます。大変な現状、教育指導に当たっての教職員の皆さんは苦勞されているんじゃないかなというふうに思います。

また、子供たちにとっては、気持ちの不安定さを増大させたり、ひきこもりや相談相手をなくして孤立したり、埋もれたSOSに気づかず身近な悩み相談やいじめから声を出せないなど、少年非行や犯罪等につながりかねない状況にあるのではないかと思います。

そこで1点目に、改めてスクールカウンセラーの役割とは何か。2点目に、いじめ防止・早期発見における生活アンケート結果による対処はどのように行っているのか。3点目に、スクールカウンセラーへの相談件数と相談に応じた対応をどのようにしたのか。また、教育委員会としてコロナ禍での生活困窮者の状況を把握しているのか。4点目に、保護者や教職員からの相談、問合せはあったのか。5点目に、教育現場と教育委員会及び相談相手とどのような対応をしてきたのか、以上5点の取組についてお伺いします。

以上で学校教育の充実について1回目の質問とします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 学校教育の充実についてお答えいたします。

児童・生徒に関する課題は様々な要素が絡み合い、複雑化、多様化しており、教員だけでは解決の難しい事案も生じています。その解決に向けたチーム学校の一員として、スクールカウンセラーは重要な役割を果たしており、長柄町には現在2名配置されております。勤務は長柄中学校、週1日で五、六時間、長柄小学校、月に1日で6時間、日吉小学校、月に1ないし2日で五、六時間となります。

さて、1点目のスクールカウンセラーの役割についてですが、心理の専門家であるスクールカウンセラーは、臨床心理に関する高度で専門的な知識、経験を生かし、児童・生徒、保護者、教職員に対しカウンセリングや見立て、助言、援助を含めた検討等を行うことで、問題の早期発見、早期対応や緊急時の対応を図り、学校全体を支援します。また、児童・生徒への心理教育や学級環境の調整、教職員の研修等も行います。

2点目のいじめ防止・早期発見における生活アンケートの結果による対処はどのように行ったかについてですが、各校とも生活アンケートを定期的実施し、気になる児童・生徒には一対一の面談をしております。また、悩み相談箱を設置し、悩みに素早く対応しております。その結果、ほとんどの事案が速やかに解決しております。また、悩みが生じた際に誰に

も相談できないということがないよう、一人で抱えない、身近な大人に相談する、相談窓口の周知等のSOSの出し方教育を行っております。

3点目のスクールカウンセラーへの相談件数と相談に応じた対応はどのようにしたかについてですが、4月から12月までの相談件数は、中学校では延べ25件になります。内訳は生徒8件、保護者3件、教職員14件になります。小学校では延べ66件になります。内訳は児童7件、保護者19件、教職員40件になります。相談内容は、不登校、家庭環境、心身の健康、発達障害、進路、友人関係等多岐にわたります。必要に応じ、関係部署、関係機関、保護者と連携を取り合い、丁寧に対応しております。

教育委員会ではコロナ禍での生活困窮者の状況を把握しているかですが、教育委員会では状況把握のための調査は行っておりません。保護者からの求めに応じ、要保護・準要保護児童生徒就学援助等で経済的負担の軽減を図っております。

4点目の保護者や教職員からの相談や問合せはあったのか、5点目の教育現場内と教育委員会及び相談相手とはどのような対応をしたのかについて併せてお答えします。

保護者からの相談や問合せは多数あります。学校を通してのケースが多いですが、教育委員会に直接ある場合もございます。不安の解消や生じた課題の解決に向け丁寧に対応しております。内容によっては、教育委員会の職員も面談に参加し対応しています。また、教職員からの相談、問合せも多数あります。学校で判断に迷うような事案が生じた場合、連絡を受け迅速に対応しております。

学校を取り巻く課題は様々ですが、学校関係機関等と連絡を密にし、教育活動の一層の充実を図ってまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

今、答弁ありましたように、早期発見、早期対応だと思います。スクールカウンセラーは、臨床心理に関する専門的な知識や経験を生かし、悩み、家庭問題など児童・生徒、保護者、そして教職員等、この心理教育は総合的に行うアドバイザーということで、私も理解しているところですが、生活アンケート結果では一対一の面談においてということでしたよね。それぞれ悩み相談を速やかに解決はされているんだということで安心はしました。

しかしながら、少数ではありますが不登校児童もいるということで、先日、校長先生からも聞いておりますので、この辺は丁寧な対応をお願いしてもらいたいというふうに思います。

また、先ほどの相談件数ですけれども、小中学校合わせると児童・生徒が15件ですか、保護者22件、教職員が54件でいいのかしら。教職員においては、社会構造の多様性から、特に若い職員は子供たちからの信頼関係、安心感を与えられる接し方、そして関係機関や保護者との関わり合いなど、様々な教育指導方針などに苦勞している状況だと思います。この状況を踏まえますと、基本的に若い教職員の経験不足による対応や適応力などからの不安感の解消が大切ではないかと思います。

私は常々思って、理念として先輩からの教えということでもありますけれども、基本的に人材育成ということ、これが重要と考えております。教育者として誇りを持てる教育現場、環境づくり、このようなものが重要じゃないかというふうに思います。

例えば、児童・生徒と同様に管理者や上司は、あの先生は少し何とかとか、何をやっているのかなではなく、私の時代なんかはパワハラでなかったことが今はパワハラというような形で捉えられるという形にもなると思います。この辺の認識や理解の違いもあって、表現に教職員の現場の方は注意が重要じゃないかなというふうに思います。

その中で、その人に何が足りないのか、性格、性質はどうなのか、SOSは出しているのか、悩んで孤立していないかとか、その辺をうまく現場で察知して、どのような指導、アドバイスをしていたらいいか、支援体制と知識や経験を積ませて心身ともに健全な教育者を育てることによって、子供たちや保護者との相互間の信頼関係が良好に生まれ、子供たちも安心して相談できると、そんな状況になるんじゃないかなというふうに考えます。

教育現場で、先ほども言いましたけれども、ニュースや何かでもよく言われるブラック勤務という報道もあるんですけれども、今現在、町内の小中学校はどうか分かりませんが、子供たちには人間形成の本当に重要な時期だと思います。教育現場や教育委員会が密接に連携していると思うんですけれども、教育活動への支援や相談しやすい環境づくり、このような充実した職場ですね、という学校にしていかなくちゃいけないということだと思います。

子供は宝となる指導教育を求めて、目指す教育者づくりをどのようにして考え、基本的に教育長はどのように今までの経験を含めて、今の現状を含めてどんな思いがあるのか、もしあればお聞きしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） お答えします。

まずは教職員のこと、学校のこと、いろいろとご心配いただきまして本当にありがとうございます。まずそれを申し上げます。

さて、大分昔になるんですが、私の恩師が折に触れて言っていた言葉がございます。何かというと、国造りは人づくりから。人づくりは教師づくりから。この言葉を私は忘れたことはありません。

今後も豊かな心と指導力を兼ね備えた教職員の育成に全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。そのためにも、今まで同様まめに学校に足を運んでコミュニケーションを豊かに行き、そして信頼関係の下、指導、助言、アドバイスをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。特に若い先生とか、非常に今相談しやすい人がいればいいんですけども、自分で抱えてしまったりということで心身を病んでしまうと、子供にそれが見えちゃう、伝わってっちゃうんですね。だから、健全な教育者があってこそ子供もいい教育ができるというふうに私は思っています。

そういうことでよろしくお願ひしたいんですけども、要望としてなんですけれども、いじめや自殺などにおいて、加害者や被害者にとってはその後の人生や生活に大きな影響を及ぼすこととなり、例えば教育に携わる組織体制など要因となっている少年非行や自殺、家出などにおいて、SNSなどの目に見えないいじめ、子供たちのふだんの様子がおかしいなどの見落としからの事案であるんですけども、学校と教育委員会との実態調査をした結果、疑似報告だとか隠蔽というか、いろいろと正確に表へ出さないというか、そういうものが何年も裁判やったりということで続いているという、そんなニュース報道もされています。

このような惨事はあってはならないことであり、いじめ問題を含む学校生活における児童・生徒の生活状況をしっかり把握して、一人一人が抱えている重要な問題に向き合うことが私は大切じゃないかなと。向き合える先生方も必要だということです。何よりも現場職員の勤務状況を含め、総合的な課題等の評価を踏まえて、研究や目標をしっかり持ちながら役割を果たせる組織間の連携の在り方や教育指導現場の充実が大切と思っております。

子供たちが一生背負わないように、悲劇を生み出さないように早期に発見して児童・生徒の抱える問題を認知し、問題解決に向けた検証結果に基づいて適時相談、家庭訪問等、また家庭教育の在り方など、人と人とのつながりの大切さの教えだと私は思います。

そういう中で、心豊かな幸せ感を持たせて、少年非行や犯罪防止の観点からもさらなる教

育現場と保護者と、そして教育委員会が問題を共有し真摯に向き合って、心身ともに明るく健全な子供たちへ適時適切な教育指導の充実に向けた教育環境の一層の改善に取り組んでいただきたいということで、これは要望としておきます。

次に、3項目めですが、防災対策についてであります。

本町においても、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨災害はいつ発生してもおかしくない危機管理を持って、河川氾濫など浸水被害や土砂災害による早期の生活支援や、復旧・復興の実施や、今後予知される周期的に発生する大規模地震は切迫感が増しています。こういう中で、特に危機管理体制の強化は重要と考えます。

例えばニュース報道では、北極や南極の気温上昇などから自然環境の影響等の脅威となって、豪雨による干ばつ、洪水、林野火災、大規模災害や自然災害が起きていると。今年の豪雪なんかも温暖化の影響だというふうに言われています。そういう中で、今いろいろ部会とかで意見交換している中で、流域治水事業についてであります。

一昨年の豪雨による浸水対策として、県が管理する一宮川、水上川と町が管理する上流域の支川河川における一宮川流域減災会議等の設置や意見交換が行われていますが、これについては一宮川については一宮川水系流域治水プロジェクトを策定し、昨年の12月に第2回の長柄町部会を開催しました。

しかしながら、一宮川支流の事業推進ではないかなと、主にですね。町の浸水対策として、上流域の浸水対策が私は重要じゃないかと。流出抑制対策はしなければ、一定の断面を広げても効果はないんじゃないかと。調整池は徳増とか予定されています。だけれども、その上流域の浸水しているところの解消はなるのかと。上流域で流出抑制をしなければいけないんじゃないかと。

そういう中で、当初のオール千葉県で対策を進めると言いながらも、事業説明の内容の方向性では流域治水事業とかけ離れて、現在県の管理する一宮河川の整備が主体じゃないかと、そういうふうに思います。じゃ、流域治水事業というのはどこに行っちゃったんでしょうと。

そういうところで1点目に、上流域の事業計画についてお聞きします。前にも関連して2回質問しています。

上流部事業について、今後県土整備部だけでなく農林部等の積極的な参加を求めるとの答弁でしたが、1年たちますけれども進展がないように感じます。現在の農水省の制度では、農地の利活用を図り、荒廃農地の再事業は可能との見解であります。刑部地区の現実上の状況では、土地改良をしているにもかかわらず高低差が大きく、草刈り等の労力の増大や小

規模農地や湿田等から耕作者も見つからず、農業後継者も減少する中、農地としての利活用はできなく、荒廃する農地の増大が実情ではないかと思えます。

町の流域治水対策として、調整池や遊水池等に有効な候補地が数か所あります。これらを効果的に活用していただき、また、地権者にも先祖代々の土地を町、地域のためにと理解を示してもらっている場所もあります。

先ほども話しましたが、現時点の一宮川流域治水事業ではオール千葉県で事業を進めていくとのことでありましたが、現事業計画では主に茂原中流域部の浸水対策としか思われません。今後、気候変動により元年以上の豪雨が想定され、近年では増大する台風や度重なる甚大な被害となっている線状降水帯などによる集中豪雨被害も視野に入れた対策を講じる必要があると思えます。

清田町長は、線状降水帯をよく天の川と表現されますが、本町にもこの線状降水帯が長時間停滞し、発生する可能性は増大する一方ではないかと考えています。中下流部の利用計画と並行させて、上流域の流出抑制事業をできるところから実施するなど優先させることが重要であり、一日も早くこれらを総合的に行うことで一宮川流域全体の浸水被害の軽減につながり効果が期待できることから、本町における浸水被害対策として上流域の事業計画策定が急務と考えますが、見解をお伺いします。

2点目ですけれども、防災マップの活用についてであります。

石井総務課長さんは、この議会が最後の議会の答弁となると思えますので、質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

2月のボランティア連絡協議会において防災講習会を依頼しましたが、残念ながらオミクロン株の急増により中止となりました。職員の皆様には事前に大変お忙しい中でありましたけれども、資料等の準備をいただき御礼を申し上げます。

このマップの活用については以前にも質問しましたが、地域防災力の力は一人でも多くの方が参加できるよう、講習会や防災訓練等が重要であり、町が作成した防災マップを配布していますが、このマップを見ていないという多くの町民の声を聞いております。

再度お伺いしますが、総合防災マップを有効活用するには、基本的にそれぞれの家族の危険リスクは何か、避難場所はどこにすればいいのか、安全な避難行動として、家族構成による避難時期や避難の在り方、方法など避難行動に移す判断基準が重要となります。せっかく配布した防災マップに関心を持ってもらって、非常に注意事項等も明記されていますので、これの利活用を、これからますます活用を促進していただいて、一層の啓発、周知を推進す

べきと考えますが、見解をお伺いします。

以上で防災対策についての質問とします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 防災対策の1点目、一宮川流域治水事業についてのご質問にお答えします。

先般開催されました第2回一宮川流域治水協議会長柄町部会に、年末のお忙しい中、議員の皆様には参加を賜り誠にありがとうございました。部会において、県よりモデル検討地区に選定された徳増地区及び水上地区での浸水対策の概要が示され、また、茂原市で試験施行された田んぼダムなどの治水効果が検証されております。

現在、年度内を目指し、本町を含めた河川整備計画の見直し作業が実施されているところであります。町から要望しているオール県庁での取組、農林部との協議についても、営農と治水の両立を目指し協議が始まった段階でございます。

議員ご指摘のとおり、上流域における流出抑制対策は流域治水の要であると考えますので、様々な検証などを踏まえて地元の皆様のご意見が実現するよう、地域に即した流出抑制策について具体的な対策を長柄部会の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の総合防災マップの活用についてお答えいたします。

仏作って魂入れずのことわざがありますが、何事にも仕上げが重要であり、これが欠けたときは作った努力も無駄になります。議員言われるとおり、町からの一層の啓発や周知により、住民が防災マップを利活用できるようになることは、最後の仕上げの部分であると認識しております。

先般、町ボランティア協議会から、防災マップの見方、利活用を主題とした防災講習会を依頼されました。このような講習会を自主的に催していただける町ボランティア協議会に敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。残念ながらコロナウイルス感染症対策で中止となりましたが、このような地域や団体の自主的な防災講習会に積極的に関与するとともに、情報発信に努めて一層の啓発や周知をしてまいりたいと思います。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

いろいろと難しい面はあるんですけれども、スケジュール的には一宮川上流域支川におけ



る河川整備の事業化ということで、本年4月から調査、測量というのを聞いていますが、そこに事業化を進める中で、やっぱり上流は、今の説明の中では上流側の事業計画というのはないわけであって、県が浸水の時系列的なシミュレーション結果を出していますけれども、あれは竹木除去だとか堆積土の除去、良好な状況にとって、それで河川排水量をうまく私は決めているんじゃないかなというふうに思います。10分の1確率年の降雨量ということですが、これは一般的に河川整備の基準値の取り合いであります。

そういうところも含めて、昨年11月に県知事をはじめ国へ要望したとのことでありましたが、本町の浸水被害状況や農業経営の現状、そして地形的な実態を踏まえ、雨水の流出抑制対策の重要性を訴えて、千葉県を主体とする流域治水事業としての計画策定等の実現に向けて、各市町村長が一層の連携を図るのは当然のことだと思います。

本来、町内の浸水被害における効果的な浸水対策としての流域治水事業計画の策定は、床上浸水と床下浸水は、そこで暮らしている住民にとっては被害に変わりはないんですね。床下浸水ありきだという今の事業計画なわけでございます。そういうようなシミュレーションをつくっているわけですね。

そういう中で、現在の事業計画の方向性において、町内の浸水被害の軽減につながると考えているのか、あわせて、なかなか事業への反映ができない中で、もし町長がこれ必要だという思いがあるのであれば、市町村長の設置している一宮川流域減災対策会議で、町の浸水被害の軽減を図る上で、町の流域治水対策事業としてどのような被害状況を評価して、会議の中で事業の計画の要望をしてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

田中副町長。

〔発言する者あり〕

○議長（古坂勇人君） 建設課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問にお答えいたします。

議員さんのご指摘のとおり、昨年11月25日、国への要望活動ということで、知事をはじめほかの流域市町村等と同時に要望活動を行ったところでございます。そのときには、財務省や国交省などから流域治水は全国でも先進的な取組であるということで、この取組を重点的に支えていくというような前向きなご意見をいただいたところです。

また、去る先般2月18日に第3回の流域治水の協議会が開催されまして、河川整備計画の概要について説明がございました。本年度中の見直しについての手続を現段階で進めている

というような話でございました。こういう流れから、今後河川整備計画の変更に伴って、また流域治水プロジェクトも同時に進んでいくと考えております。

議員さんおっしゃるとおり、またこれにつきましては部会も開催して、この辺の経過を踏まえながら、これから重点的に進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いたします。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

柴田議員、答弁のほうができなくなる可能性がありますので。

○10番（柴田 孝君） あと1分ですね。ありがとうございます。

なかなか私じれたいというか、なかなか進まず具体化がしてこないというところで、何とかならないのかなというふうに思っています。

そういう中で、先ほど私が言った、町長、市町村長がつくっている一宮川流域減災対策会議ということで、この辺は町長はどういう思いの中で発言というか、長柄町の事業計画というか、そういうものを発信しているかということで聞いたんですけれども、ちょっと的が外れていて時間もないんであれですけれども、これね、上流域が荒廃していて、みんな協力してもらえるところも多々あるわけですよ。だから貯水池だとか遊水地が荒廃しているところですね。土地改良をやって耕作していないところもあるんですけれども、そういうところを含めてもう少し切実な思いで減災対策ということで取り組んで発信してもらいたいと。意地をかけて、県なり知事に会って働きかけてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

〔発言する者あり〕

○議長（古坂勇人君） よろしいです。

〔「すみません、一言」と呼ぶ者あり〕

○町長（清田勝利君） 今、議員のほうから、どういう思いで町長は一宮川最上流の域を考えているという話がありました。

私は、農地の荒れ地というよりも命であります。命を亡くしたということ、これが起点です。そこからこの治水に私は入ってまいりました。いかにこれから町民の命を守るかと、そういった中で、今委員のおっしゃるように、水をどうやって抑えていくか。これは我が町だけではできません。中流、下流の問題もあります。そういった総合的なところにも関わるわけでございますので、この一宮河川に対して2019年10月25日の房総豪雨に対して、私は2名の貴い命を失ったということについて本当に心が痛みました。

お年寄りの方が言いました。清田さん、我が町でこんなことなかったんですよと。私が生きている間ありませんでしたと。その思いからこれをスタートさせたということについて申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉議員。

○7番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。7番、本吉敏子でございます。よろしくお願いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患されて苦しんでおられる方々、ご家庭の皆様に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

本町でも、オミクロン株の特性を踏まえた対応や、3回目のワクチン接種の加速が求められております。

また、新型コロナ感染症の国産経口薬飲み薬の実用化が目前と伺っております。コロナ対策の切り札ですので、医療現場の負担軽減もできますので、早期実用化に向け楽しみにしております。

これからも、コロナ対策担当職員をはじめ、関係者の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、1項目め、子育て支援についてお伺いいたします。

本町では平成26年8月より、経済的負担を減らすことを目的として、乳幼児の保護者に対して、おむつ用ごみ袋を無償で配布しています。ゼロ歳から2歳未満の乳幼児の保護者を対象に、乳幼児1人に、広域指定の20リットルごみ袋を年間50枚配布する乳幼児家庭支援事業があります。

そこで、子育て支援についてお伺いいたします。

1点目、本町では現在、乳幼児家庭支援事業で使用済み紙おむつ用ごみ袋を無償で配布されていますが、対象者は何名ぐらいいるのかお伺いいたします。

2点目、現在、こども園では使用済みの紙おむつをどのように処理しているのかお伺いいたします。

3点目、現在、コロナ禍でもあり、衛生上、こども園内で使用済みの紙おむつを処理することを提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

1項目めの子育て支援について、第1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 本吉議員の質問にお答えします。

子育て支援についてお答えします。

1点目の使用済み紙おむつ用ごみ袋を無償配布の対象者につきましては、本年1月31日現在、ゼロ歳児24名、1歳児17名、合計41名が対象となっております。

次に、2点目のこども園での使用済み紙おむつの処理につきましては、現在、こども園では、使用済み紙おむつは保護者に持ち帰ってもらっております。

次に、3点目のこども園内で使用済み紙おむつを処理する提案につきましては、集団感染リスク回避、子供の成長を共有する、電車やバスなどの公共機関を利用している家庭がない、この3つの理由により、こども園内での処理は考えておりません。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、こども園における新型コロナウイルス感染症対策及び対応について、園長先生をはじめ先生方のご尽力に感謝申し上げます。本日は園長先生に出席をしていただき、ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

先日、ちょうどNHKテレビの「おはよう日本」で、おむつ持ち帰り問題を題して「コロナでも使用済みおむつ持ち帰らなきゃならないの」が放映されていました。おむつ持ち帰り問題ネットで議論になっているそうです。

SNSでは、保育園から使用済みおむつを持ち帰ることについて話題になっているということで、昨年7月にかけて、関東と関西の8都道府県の公立保育園の状況を調べた、保育園からおむつの持ち帰りをなくす会では、保護者が使用済み紙おむつを持ち帰っているという自治体は、361の自治体中168の自治体、47%で、東京23区は持ち帰りゼロ、関西は持ち帰りが多数だそうです。おむつを持ち帰らなくて済む自治体は増えているそうです。

そこでお伺いしたいと思います。先ほど町長からの答弁でありました3項目にわりながら、その答弁として、こども園内の紙おむつの処理は、今までと同じように家庭で持ち帰るという話だったと思います。そこで、今までアンケート調査ということで、したことがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

川嶋こども園園長。

○こども園長（川嶋静雄君） 本吉議員のご質問にお答えします。

先ほどのアンケート調査をしたことがあるかという質問でございますが、今まではしたことはありません。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ありがとうございます。

一応、もしアンケート調査をしてみて、今まではこういう3点の理由だったということでお話を伺いましたが、例えばアンケート調査をしてみて、使用済みおむつを持ち帰り、子供の健康状態を見たいという方がどのぐらいいるのか、また、こども園で処理してほしいという方がどのぐらいいるのかということで、ぜひアンケート調査をしてみてはいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

川嶋こども園園長。

○こども園長（川嶋静雄君） アンケート調査の件につきましては、協議をして検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私もこの質問をさせていただきますので、何人かの保護者の方にお聞きさせていただきました。そのときに、使用済み紙おむつを持ち帰るといふのは、なぜ持って帰るのかということの理由は分からなく、今までがそうだったから持って帰っていたということと、また、先ほどゼロ歳児から2歳児の方にごみ袋を差し上げているということも、健康相談というか保健センターであるんですが、そのときに理由を、長柄町の今回の支援事業ということではなくて、乳幼児家庭支援事業で、このごみ袋を差し上げているということは知らなかったと。ただ、持って行ってくださいということでもらってきたので、その理由というのが分からずに、もらえるものはもらってきたというようなお話も数名の方からもお伺いしました。

なので、その辺を、先ほどの使用済み紙おむつの処理ということで、今までがそうだったから、このように持って帰るといふことだけであって、でもいろいろ聞いていくうちに、やっぱりこの衛生上はよくないですよということ、乗り物に乗らないからいいということではなくて、またこれから夏になってくる、暖かい季節になってきますと、やっぱり臭い等がありますということで、お子様が小さい方は、健康状態を、この便を、おむつを見て、今日の便はどうだったかということで見ている方というのは、私は聞いた中ではいらっしやいませんでした。一応ぐっと縛っているんで、それを開けて見る人というのはなかなかいなかったというのが現状でした。

なので、先ほどの理由の中のことというのがちょっとよく分からなかったんですけども、ぜひ、やっぱりこういうときですので衛生上、こども園の処理が大変だということなのかもしれないけれども、衛生上は持ち帰るほうがちょっといけないんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願ひします。

川嶋こども園園長。

○こども園長（川嶋静雄君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

こども園では、使用済み紙おむつだけではなく、厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインに沿って、嘔吐などの汚物が衣服や布団に付着した場合も、洗浄せずにそのまま密封した上で、保護者に持ち帰ってもらうようにしております。使用済み紙おむつもそれに準じて対応しております。

また、子供の健康状態や排せつの状況を保護者が把握し、紙おむつが徐々に外れていく過

程の喜びを保護者と保育士が共有することが、子育てのパートナーとしての保育士の重要な役割の一つと考えております。その観点から、持ち帰ってもらったほうがよいと考えております。

保護者の方も、いろいろなお考えもあると思いますが、こども園としましては、以上の理由で、園内での処理は現在は考えておりません。ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

以上、本吉議員への答弁といたします。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 一回、先ほどのアンケート調査をぜひやってみていただいて、その結果として、これからどういうふうな形にするかということで、一番よい方法を検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2項目めに行きたいと思います。子供の出生届からお悔やみまでの広報についてお伺いいたします。

お子様が生まれたら出生届を、その際に出産育児一時金の申請や児童手当の申請、子ども医療費の助成の手続などを行います。また、ご家族が亡くなった場合、死亡届だけではなく、国民健康保険や年金などの必要手続を行います。

今年に入り、ご親族が急逝された方から、手続等に苦慮しているご相談が寄せられました。そこでお伺いいたします。

1点目、お子様が生まれたら出生届の手続を行います。また、ご家族が亡くなられた後に遺族が手続を行います。本町ではどのように対応されているのかお伺いいたします。

2点目、必要な手続や届出をまとめた手続ガイドブックの作成と、町ホームページのライフイベントに掲載することを提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

2項目めの子供の出生届からお悔やみまでの広報について、第1回目は終了させていただきます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 子供の出生届からお悔やみまでの広報についてお答えします。

1点目の、出生、亡くなった後の対応についてですが、届出については、戸籍法に基づいて対応しております。出生については、医療機関において妊娠が分かりましたら、母子健康手帳の交付を役場で受けていただき、その際に子育て支援ガイドブックをお渡ししています。

ガイドブックには、出産前後の手続から各種健診、手当、助成について記載しております。出産後は、医師の出産証明と母子健康手帳をもって出生届を提出していただきます。

また、亡くなった方については、医療機関の死亡診断書を受領し、その際に、亡くなった後に必要な年金等の手続を記載したリーフレットをお渡しし、死亡後の手続にご活用いただいております。

2点目の手続ガイドの作成とホームページの掲載につきましては、1点目で申し上げましたとおり、ガイドブック、リーフレットはございますので、町ホームページについて、充実してまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 子育ての出生届は、妊娠が分かると、子育て支援ハンドブックということで、これも充実させていただいて、感謝しております。

また、家族が亡くなられたときの手続というのは、1枚の用紙にまとめて記載してあるものを差し上げて、これも以前に、窓口でこういうのがあったらいいということで作っていただいたものがあります。

手続ハンドブックには、申請する場所や、担当課の電話番号や手続、用意すべき書類などを分かりやすくまとめ掲載し、例えば運転免許証返納や電気料金の名義変更、解約など、町役場以外の手続も紹介し、窓口に来られた方に渡せるように作成してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） ただいまお配りしておりますリーフレット関係は、そこまで細かくというところで充実させていきたいということを考えておりますので、その辺、もう少し詳しくする内容にしまして、ホームページのほうにもなるべく早い段階で掲載できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） よろしくお願いたします。

できれば、町のホームページのほうに、妊娠・出産ではもう少し詳しく掲載してほしいと思うんですけども、千葉県の小児・AYA世代のがん患者の妊孕性温存療法の研究の事業の費用だとかというのが一部補助になっている。案内等もほかの自治体では掲載されていた



りますので、それもぜひ掲載していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） ほかの自治体を参考にしながら、その辺、先進地の事例を参考にしながら、その辺は充実させていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） あと、ホームページの中から、ライフイベントの中にお悔やみコーナーがあるんですけども、現在掲載されている情報はないようですが、これはどのような情報を掲載されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） ホームページのほうにその欄がありますが、内容がちょっと全くないという状況でございまして、まずはこのリーフレットにある内容をそこに持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、必要となる手続の案内や受付、また申請書類への記入のサポートというのは、職員の方がされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 町の手続においてできるものについては、職員のほうでサポートさせていただいております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 今、書かない窓口を導入する自治体が増え始めております。

住民が行政手続をする際に、申請書の記入が不要で、身分証明書の提示と署名だけで済み、複数の部署を回って申請書の記入を繰り返す必要がありましたけれども、ここでは複数の手続が一度に済むということになります。申請書の作成時間が減り、また住民の負担軽減につながっているそうです。

自治体の行政手続をめぐっては、国がデジタル化を後押ししています。目標は、スマートフォンで全ての手続を60秒以内で完結し、また、実現すれば窓口は大幅縮小する可能性があると言われております。

本町でも、町民の負担軽減の意味からも導入する考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 今年度からでございますが、申請の手続ということで、免許証、マイナンバーカードを用いました支援のシステムを導入してございます。

まだ周知のほうが不足しておるようで、利用者のほうはそんなに多くはないんですが、それは現段階では、住民票ですとか、その辺の関係の書類のみということで、試行的にやっているような段階でございます。

それを踏まえた中で、今後それらほかにも波及できるように研究してまいりたいというふうに考えます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

あと、ほかの自治体では、暮らしの便利帳というものがホームページに掲載されているところがあります。その中には、行政の組織図だとか、届出、税、保険、年金、福祉、暮らしの情報まで、この1冊で自治体の状況がよく分かるようになっております。

本町でも、ぜひ町民に分かりやすく、親切に、また長柄町独自の便利帳を作成するといいいんではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） その辺は研究させていただいて、今後、その辺協議したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） そうですね、ぜひ研究していただきたいなというふうに思います。

ホームページが見られない方も、便利帳がありますと、長柄町のことは全て、ここに行けばこういうことが手続をしなくちゃいけないんだなということだとか分かりやすくなると思いますし、また手続の円滑化、まだ柔軟に対応できるように、これからお願いしたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

次に3項目め、地方創生臨時交付金の活用についてお願ひいたします。

内閣府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策及びコロナ克服新時代開拓のための経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設されました。

そこでお願ひします。

1点目、長柄町も新型コロナウイルスに感染された方が出ておりますが、感染された方や濃厚接触者になって、収入が減少になった人たちに対する助成制度があるのかお願ひいたします。

2点目、本町では全町民に還元できる施策を考えているのかお願ひいたします。

3項目めの地方創生臨時交付金の活用について、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願ひします。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 地方創生臨時交付金の活用についての1点目、新型コロナウイルス感染症に罹患した方、また、濃厚接触者と認定された方などに対する収入減少助成については、国による中小企業が休業期間中に賃金が支払われないパート・アルバイトを含む従業員に対し、日額最大1万1,000円が支給される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金や、小学校等の臨時休校により仕事を休まざるを得ない保護者を支援する小学校休業等対応助成金等の各種支援策があります。

また、低所得のひとり親世帯や住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金や、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金及び住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など、感染症の影響により厳しい状況にある方々の暮らしを支援するため、関係機関と連携し様々な支援を行っております。

次に、2点目の全町民に還元できる施策についてですが、昨年度政府が行った国民に一律10万円を支給した特別定額給付金は、7割程度が貯蓄に回ったとの報道があったこと、また、

商品券等の支援策についても、事務手続に相応の日数が必要で、即効性が求められること、町内で使える商店が少ない、茂原で買物をしたい等々、現状では対応しづらい側面もあることから考えておりません。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 2月25日に更新されましたホームページには、後期高齢者医療保険、また、国民健康保険に加入されている方に対して、早速25日にホームページに掲載していただきました。ありがとうございました。

労働者、事業主の皆様へ、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、また、給付金についての周知対応についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対してのご案内や、事業者に対しての制度の周知についてお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

本事業につきましては国が実施している事業ということで、メディアを使った広報等がなされるところでございます。

町におきましては、特段、町の受付等の実務がないことから、特別な広報等は行っておりません。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 町とホームページとか、今、ほかの自治体では、ホームページから国のホームページに飛ぶようなことも考えているところもあります。

町のホームページや長柄町の広報等で掲載するというのも、町民に対して分かりやすい、また親切ではないかなというふうに思いますが、その辺は考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） ご意見として承りまして、持ち帰って相談したいと思っております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） また、申請対象期間が、今回また申請期限が延長となりましたので、その辺も、地域特例のお知らせもお願いしたいと思いますが、持ち帰ってそのままにしないでいただいて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

今ご指摘にありましたように、必ず持ち帰って、その内容を精査しまして検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 2点目の、町の独自の支援策としていろいろ考えていただきたいということで、活用しているいろんなことを町としても考えていただいております。

また、ICTの環境整備事業については、とても好評だったと伺っております。

昨年末の地方創生交付金が追加であったと思いますが、今後、町独自の施策で町民全員に対して何か考えていることがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ご質問ありがとうございます。

ICTにつきましては、議員おっしゃられたとおり大変好評でございまして、多くの皆さんがご活用いただいたというところでございます。

また、ワーケーション関係の企業の支援のほうも名のりを上げていただきまして、現在までに2か所ほどやったという実績でございます。

こういうような事業が、今後もお金が国のほうからたくさん来れば、また還元していくということも考えていくべきかというふうに思っておりますが、今のところこれとこれというふうに考えているという状況ではございません。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 隣町の長南町では、感染症対策として、何よりも皆様の健康維持が大事と考えて、新しい生活様式の中で、毎日検温で習慣づけていただくため、簡単に素早く正確に測定できる非接触型体温計を全世帯に配布されています。また、地域経済を応援するための町内で使える1人1万円の地域応援券を全町民に配布しております。また、在宅で過ごす重度心身障害者への支援として1人5万円を給付。また昨年も、地域経済を応援するための町内で使える1人5,000円の地域応援券を全町民に配布して、とても喜ばれていると伺っております。

長南町では町民に平等に配布したいとのことで、本町は全町民にどのように考えているのか、また先ほど町長からも答弁ありました、地域応援券としては、長柄町は商店もあまりないということだと思いますけれども、何か全町民にぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

一昨年ですか、コロナ禍が始まって、国から多額の臨時交付金が来るということになった際に、執行機関として我々のほうも様々考えたところがございますけれども、より町民の皆さんに身近なという位置づけ、立場から、議会の皆さんのほうのご意見も頂戴しながら進めたいということで、当時、提案書のほうを議会のほうからも頂戴いたしました経緯があったかと思えます。

それに見合うだけの大きな事業というのは、その後はないわけなんですけど、今後、そういうような大きな臨時交付金等がある場合、我々としては、きちんと執行機関としての責任を持って検討させていただきます。その際、また議会のほうのご意見などもいただきながら、進めてまいればというふうに思っております。

先ほど町長の答弁にもちょっとあったと思うんですけど、そのときにも、商品券の交付事業について議会側のほうから、多分、本吉議員からのご意見のお名前があるかと思うんですけど、ご提案があったというところで、先ほどの答弁と重複しますけれども、本町にはちょっと見合っていないというような考え方で今のところありますというお答えだったと思います。お隣の町にはお隣の町のやり方もあるというところであるかと思いますが、本町に合った形で、なるべくいい事業を皆さんに喜んでいただける、助かるなと言っていた事業

を探していければというふうに考えておりますので、一緒になってやっていければというところでご理解いただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 毎日、防災無線でも注意喚起の放送を流していただいて、町民の皆様は聞いて、十分分かっていると皆さん本当に気をつけながら、毎日いらっしゃいます。その中で、町民の皆様から、できれば、毎回毎回注意注意ということで、お話をされていて、本当に注意していると、だったら消毒の1本でももらえたらうれしいなという声もありました。

本当に、まだまだこれからも、新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、全ての町民に対し、地域経済の再生のきっかけとなる施策をぜひ考えていただきたいと思っております。

例えば町民に、長南町は応援券でしたけれども、現金1万円でも5,000円でも、町民に回れるような形ができたらいいなというふうに私は思いますが、担当課の皆様をはじめ、執行部の皆様にも大変これからもお世話になると思いますが、ぜひまた長柄町に見合った施策を考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に4項目め、通学路の整備についてお伺いいたします。

昨年6月に八街市の通学路で、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込む事故が発生しました。県の要請により、学校、教育委員会、道路管理者、警察合同の長柄町通学路交通安全プログラムに沿った通学路の合同点検を実施した結果、29か所の対応必要箇所があることが報告されました。

そこでお伺いいたします。

1点目、昨年、八街市で下校中の小学生が死傷した事故を受け、通学路の合同点検が行われましたが、現在の対策状況をお伺いいたします。

2点目、通学路の緊急点検した危険箇所の安全対策は、いつごろまでに完了する予定なのかお伺いいたします。

3点目、通学路に特化した補助制度が新設されましたが、本町では児童を守るためどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

4項目めの通学路の整備について、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 通学路の整備についてお答えします。

本町では、子供たちの交通安全対策を重視し、例年関係機関と連携し、通学路交通安全プログラムを実施しております。本年度実施した結果、県教育委員会に報告した点検箇所は29か所であります。

1点目の現在の対策状況についてですが、各所管と協力しながら随時進めております。報告した29か所のうち、着手した場所は28か所になります。継続案件となる場所もありますので、詳細につきましては年度末に町のホームページに公開してまいりたいと思います。

2点目の完了時期についてですが、現在進行中の箇所もあります。年度末の進捗状況と併せて報告させていただきたいと考えておりますが、引き続き関係機関と調整を図りつつ、できるだけ早く整備が完了するよう取り組んでまいります。

次に3点目、児童を守る対策についてお答えいたします。国は、昨年末に通学路に特化した補助制度を創出した旨の報道がありました。この制度の概要は、昨年の通学路安全点検に基づき、関係機関とのソフト対策と組み合わせた通学路整備計画を策定することにより事業化するもので、白線の引き直しなどの維持的な工事は対象外とのことであります。

本町では、八街の事故を受け8月に合同点検を行い、課題点について早急に対応するべく、9月補正予算に計上し、対策工事が完了いたしました。町道に関する課題点については、主に維持的な対策でありましたので、結果的に早急な安全対策が講じられたところであります。

新年度もこの補助制度は継続されるということですので、次回の点検時に課題点を整理して、補助事業の採択要件に合致するものは、この補助制度を活用し、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ありがとうございます。

今回の、先ほどの通学路に特化した補助制度ということなんですけれども、歩道の拡幅やガードレールの設置など、自治体を実施するハード整備事業が今回の予算の関連費用に盛り込まれています。

歩道整備やガードレール設置のほか、車両進入を防ぐポールの設置、路面の隆起をつけるバンプを設けて車の速度を抑える対策などが補助対象となる見通しで、事業費の55%が補助というふうになる予定になっていると思います。

その中で、危険な箇所がいろいろとあると思いますし、道路の拡幅だとかということも結



構あると思いますが、その辺は、これからということでありましたけれども、まず、どのように考えているかお伺いできればというふうに思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

国のほうでは、昨年末に、今議員さんおっしゃられたような新たな事業ということで、国の全体で500億円ということで対策をされているということで、先ほど町長の答弁でも言いましたけれども、関係機関と十分話し合って、ソフト対策が第一ということで、通学路の見直しですとか、警察署の取締りとか、そういうソフト対策と連動して議員さんがおっしゃるような、ハンプですとか湾曲の道路をするという通学路の整備計画というのを立てるということでありました。

昨年の対象は、この事業の対象は昨年合同点検で指摘された箇所ということで、町長の答弁でも言いましたけれども、おおむね、白線が消えかかっているですとか、看板の表示がないですとか、そういうものが主だったものですから、29か所のうち28か所については補正予算で対応させてもらったという状況でございます。

次の、また今年点検においてまたそういう課題があれば、この事業を使ってやれるという、要件に合うものがございましたら、この事業も活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 八街市に類似した場所ということで、歩道の整備の要望箇所として捉えた場合、6か所あるということで伺っております。

前回、議員さんが質問されたときにそういうお話があったと思いますけれども、町では危険箇所がいっぱいあると思います。見直しをしていかなければいけないところだとか、歩道がないところなども前にも指摘されたと思いますけれども、そういう特化した、その通学路に特化した補助制度で歩道の確保等は考えていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんご指摘の歩道関係のほうは6か所あったのではないかとということで、ご指摘だと思っておりますが、その中で、今、町の事業で進めている、大庭と千代丸、この路線も2か所入っ

ておりまして、ほかはほとんど県道関係ということで県の所管になるということでございますので、これにつきましても、県とこの事業に合うような、例えば通学路の変更ですとか、そういうことから洗い出しながら、要件に合うものについては取り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 今後も、小中学校ごとに、危険箇所がないのかよく点検をしていただきながら、必要な安全対策メニューを検討し、さらに安全対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図り、通学路の安全確保に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の5項目めに入りたいと思います。

除雪作業の体制についてお伺いいたします。

今年に入ってから、1月と2月に記録的な降雪による地域の交通網に影響がありました。

町の地域防災計画の雪害予防計画では、道路雪害防止対策の中の道路雪害防止対策には、町においては年間積雪量が極めて少ないので、特別な施設、事業はないが、状況に応じ、町内の建設業者と冬期間の契約を締結し、機械等による除雪を行う。特に、消雪剤散布等により夜間凍結によるスリップ事故防止対策を講じる。また、主要幹線道路を確保するため、また緊急に除雪作業を行うため、消防団、住民、各種団体等に対し協力を要請するとあります。

そこでお伺いいたします。町の除雪作業は、町内業者が路線の割当てをされていると思いますが、その内容をお伺いいたします。

1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 除雪作業の体制についてのご質問にお答えします。

町では、台風や降雪時に通行に支障が発生した場合の応急処置については、職員がパトロールを行うとともに、町内土建組合8社と災害協定を締結し、通行の確保に努めております。

今年に入り、1月7日、2月11日、2月14日と降雪があり、土建組合の皆様には、早朝から除雪をはじめ、倒伏した竹木の処理や塩カルをまくなど対応をお願いしているところでございます。

実施路線は、町の主要な幹線道路について通勤や通学に影響の出ないように実施しております。

すが、その他集落内道路全てに対応することはできませんので、共助や道路愛護の精神により集落内の対応もお願いしている状況であります。

なお、除雪等について重機を使用した場合などは、道路愛護会の規定に基づき、リース料や燃料代について予算の範囲内で対応させていただいております。

また、被害の状況により緊急性の高い案件などは個別に対応してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ありがとうございます。町内の主要幹線道路、町道の除雪作業の業者配置は、先ほどの答弁で、一応職員がパトロールをし、土建会社8社が協力をしていただいているということであったと思います。

その日の降雪状況で、標高の高低差においても積雪の違いがありますが、その際の対応というのは、どなたがどのように業者の方に指示されているのか、業者の配置、また除雪の場所、除雪方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町では平成26年に、社会基盤施設の復旧等に関する協定ということで、先ほど申し上げましたが、町内の8社の業者さんと協定を結んで、災害時には対応していただくということで協定を結んでおります。

あとは、業者さんの地域的な面、また人員や機械の保有状態により、当初、この路線を配分したところでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） また、主要な幹線道路ではない通行不能な集落生活道路の除雪作業の指示というのは、どのような体制が取られているのかお伺いしたいと思います。

先ほどの町長の答弁ですと、集落に関しては共助のということでお話があったと思いますが、町としてはどのように捉えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町長の答弁のとおり、町道に関しまして、1、2級幹線町道に関しましては、当初この協定により町内業者の皆さんにお願いしているところをございまして、集落内の隅々までは、業者さんも人員的な、設備的にもなかなか難しいと思われまますので、自治会の皆さんにお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 生活道路ということもありまして、どうしてもこれからまた高齢化社会になってきます。その中で、どうしてもできないような地域だとかというのも出てくると思いますが、そういう場合はどうしたらよろしいでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

全般的に共通して言えるかどうか分かりませんが、現状でも、例えば降雪があつて、1日たつてもまだ出られないとか、そういう状況にありましては、業者さんの手配がつけば、時間がちょっと遅れますけれども対応させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 長柄町の認定路線網図を拝見させていただきました。交通量が多いのに除雪作業対象になっていない場所も多くあると思いますが、もう一度点検して、これから対象にすべき場所の見直しというのが必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現状の1、2級幹線を基本に、そういう路線の見直しの必要があるものについては検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 1級、2級幹線ということでお話があつたと思ひます。平成25年に内容の確認をされて作成されていると思ひますが、状況も変わっているところもあると思ひま

すので、ぜひ見直しをしていただきたいというふうに思います。

必要な箇所だとかというのも結構あると思いますので、その辺は掌握等、また、職員の皆さんが見て、ここは必要だなというところというのはいないのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現状では、何度も申し上げて申し訳ありませんけれども、1、2級幹線を基本に、その他は、生活弱者の方であるとか、何日も出られないというような方については適宜対応させていただいております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） そのときには、また町のほうに連絡をさせていただきながら、相談をしていきたいなと思います。

また、町では担当課が、職員の皆さんが見回りをしていると思いますが、作業が終了した場合だとか、報告なり確認をされていると思いますが、どのように確認をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町長の答弁にあったとおり、職員がパトロールしながら確認して歩いているというような状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 先日、うちのほうの自治会は結構高い場所ですので、今回の積雪もすごかったんですが、大変な状況で、私たちも共助で、皆さん、自治会の皆さんも出て雪かきをさせていただきました。そのときに、町にも要請をお願いしましたがけれども、主要幹線が終わりましたら行きますということで、待てど暮らせど来なく、塩カルを必要として、こちらからは出ていけないので、町のほうに連絡をさせていただきましたら、もう11時半には皆さんも全員帰りましたよということで、私たちも確認、ちょっとびっくりしてしまったというような状況があったんですが、職員は各、大変な状況の地域を見回りはしていなかったと思

ますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんが電話いただいたのに確認しなかったということで、事実であれば大変申し訳なかつたと考えております。

職員のパトロールも、基本的には幹線道路と1、2級幹線をしておりますので、各全部の集落の毛細血管の道路までは見ていないという状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） あと、高齢者のいる地域では、自分たちではどうにもならないということで、生活道路として、行くのにどうしても出られないということで、連絡が私のほうにはありましたけれども、町のほうはそこまで見ていかないというか連絡が来れば行くというような状況なんではないでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町長の答弁書のとおり、被害の状況などにより緊急性が高いと判断した場合は、個々に対応させていただいております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 先ほど、自治会等で除雪作業をした場合、機械を使用したりした場合は、リース料だとかまた油代だとかということを対応してくださるということでしたが、その対応されて町に請求をされているところというのは何か所ぐらいあるのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今回の除雪に関しましては、そういう請求はございませんでした。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 皆さんそれは知らなかったと思います。

これ、今年はなかったということでしょうか。それよりも前にあって、対応されたのか伺いたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

道路愛護一斉作業などに伴うリース料と、うちのほうは同様と考えておりますので、通知文等には除雪という具体的な言葉は入れておりませんが、そういう相談があった場合にはそういう回答をさせていただいております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 分かりました。じゃ、相談をされた方だけということですね。

以前に、もう何年も前なんですけど、相談したときに、そのときに1回対応していただいたことがあったんですが、これは町の中でもたくさん出てきちゃうので、それは対応できないということで、1回断られたことがあったんですが、これはこれから対応できるということでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

予算の範囲内での対応を考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） そのときに必要な書類だとかは、担当課に行けばよろしいんでしょうか。大丈夫ですね。よろしくお願いします。

あと、除雪された際に、今回もそうなんですけど、通学路に除雪されていることが多くて、次の日だとか、自転車通学をされる生徒がいらっしゃいました。通れない場合が結構多くあります。一言業者さんに、せっかく除雪をしていただくんですけれども、歩道はできるだけ避けていただきたいというお話をぜひしていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

そういうところも、通学路などにも配慮しながら、宅地の屋敷の入り口ですとか、そういう場所にも見受けられますので、気をつけるようにまた申し伝えてまいります。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 以上で本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後２時10分といたします。

休憩 午後 ２時00分

再開 午後 ２時10分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 高 橋 智 恵 子 君

○議長（古坂勇人君） １番、高橋智恵子議員。

○１番（高橋智恵子君） １番、高橋智恵子でございます。

まずは、コロナで苦しんでいる方のお見舞いと、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

清田町長をはじめ町職員の皆様には、コロナ禍でまん延防止措置が延期、延期となる中、国や県の指示に翻弄される毎日だと思っておりますが、日々町民のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

また、次年度に向けて税収が減っていく中、新規事業や継続事業の推進を、今後ともよろしくお願い申し上げます。

では、議長のお許しを得ましたので質問に入らせていただきます。

最初の、住みやすいきれいな町づくりのためにということで、昨年９月の一般質問のときにも、私はSDGsについて質問をいたしました。世界的に環境問題に対する意識が高まっている中、地域住民による清掃活動などを通じた環境意識の高揚、日常生活におけるごみの減量化や再利用化などの生活様式の導入といった、一人一人のこの問題を意識して行って行動することが求められてきています。



自動販売機の横に当たり前のようにあったごみ箱がなくなっていたり、東京駅をはじめ駅構内の中のごみ箱がなくなっていたりと、個人個人、一人一人のごみを減らそうという意識を意識させる環境になってきているのも最近よく思います。その中で町についても考えてみました。

まず、道路愛護についての質問なんですけれども、事前に私たちに配付された資料には一つしか質問が書いてありませんが、実際通告書には3つ挙げてありますので、加えさせていただきます。

1つ目として、道路愛護で4から5年に一度行っているアンケート調査の内容と結果検証はどのようになっているか伺います。

2に各自自治体において、今回はコロナで中止にしたところもありますが、各自自治体によってどのような取組をしているのか、例を挙げてお聞きしたいと思います。

3つ目に時期についてですが、今は1年で一番寒い2月、一番暑い8月に行われています。これは2月と8月に行わなければいけない理由があるのでしょうか。または、今後検討していくのでしょうか。

私としては、道路愛護がなくなればいいというふうには思っていないです。中には、こういうときでないと周りの人と話ができないとか、情報を得られないという声もあります。またその一方で、出ないと2,000円取られるから出るわという方とか、前もって自分の家の周りぐらいいは草刈りをしておかないとみっともないからきれいにしておこうとか、道路愛護に関してはいろいろな意見が聞かれておりますけれども、町としてはどのように考えているかお聞きします。

次に、粗大ごみや不法投棄と思われるごみ等が山のように捨てられている箇所が町内には何か所もありますが、行政としてどのような取組を行っているか伺います。

次に、総合計画にもあるように、美しく安全な町づくりのために、さらなる施策は考えているか伺います。

資料の1、2、3という番号がちょっと違っていました。すみませんが、住みやすいきれいな町づくりのための質問としては以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 高橋議員のご質問にお答えします。

住みやすいきれいな町づくりのためにのご質問の1点目、道路愛護についてですが、2月

に冬の道路愛護一斉作業が実施され、コロナ禍においても各愛護会で様々な感染予防対策を講じながら、道路愛護の精神にのっとり、自分たちの利用する道路は自分たちで維持・補修するという共助の精神から、51愛護会、約2,000名のご参加をいただき、寒い中、作業を実施いただきました。また、議会にも巡回に参加いただき、事故もなく作業を終えることができ、この場をお借りして心より御礼を申し上げる次第でございます。

ご質問の一斉アンケートについては、昨年夏の一斉作業の後にも実施したところであります。調査の主な内容は、実施時期と回数についてご意見を伺うもので、時期と回数ともに適当であると、約8割の愛護会から回答がありました。その集計結果を各愛護会へ報告したところであります。

前回5年前の調査においても同様の傾向でありましたが、一部の方々から、実施時期等について様々なご意見もございましたので、2月、8月の第1日曜日を基本とさせていただいた上で、日時の変更についても事前に申し出ていただければ対応することとしております。

また、夏の一番暑い時期と冬の一番寒い時期に実施するのは体力的に負担が大きいとの意見もある一方で、現行の農繁期前の実施が、自治会の行事とも関連しているため望ましいとの意見が多数を占める結果となりました。

自治会の取組状況でございますが、高所作業車を手配して道路に覆いかぶさっている樹木を伐採したり、重機を使用して道路や路肩を補修したりしている自治会も巡回の中で見受けられました。今後も、道路愛護一斉作業を継続し、快適な道路環境の保全に向け取り組んでまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の不法投棄についての取組についてですが、産業廃棄物や悪質な不法投棄は減少傾向にあるものの、ごみのポイ捨てや家庭ごみの投棄が散見され、景観や環境を損なう原因となっています。

町では6名の不法投棄監視員をお願いして、毎月巡回パトロールを実施しています。パトロールの際には、県地域環境保全課や茂原警察署にも同行いただき、指導の徹底などパトロールの強化に取り組んでおります。あわせて、不法投棄について、自治会を通して全町民で監視し、通報等の活動を啓発し、町ぐるみで環境保全に向け、不法投棄の拡大防止に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

3点目の美しく安全な町づくり、生活環境の整備についてですが、環境保全について地域住民の意識醸成のため、小中学生と保護者、地域の生涯クラブの方々をお願いし、従前のごみゼロ運動に代わる町美化運動を町ぐるみで推進しております。この活動も順調に活動して

まいりましたが、コロナ禍の影響もあり、昨年は残念ながら中止となりました。引き続き職員による不法投棄物の回収や監視パトロールの強化に取り組むとともに、美しい町づくりを進めるため、町民の協力を得ながら環境美化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で高橋議員の1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

道路愛護については、その町独特の、例えば農村の方の考えとかいろいろあって、アンケートが8割が賛成、今の現状のままでいいということであれば、そのままでもいいかと思いません。

私の前の本吉議員の質問の中にも除雪作業のことが、課長とのやり取りがいろいろありました。これも町民の大きい部分では、除雪作業というのは業者の方がやるんでしょうけれども、通学路の端っこのほうにたまってしまった雪とかそういうのはやっぱり町民の共助の力とか道路愛護という精神が関係するかと思っておりますので、防災力も含めて、その辺は町全体でそういう意識を高められるようなふうになっていけばいいと思いますので、その辺は行政として、またお力添えをいただきたいと思います。

次に、産業廃棄物等ごみが山のように捨てられているところが減っているようなことを、今町長おっしゃいましたが、私が見る限りで増えているところもあるようには見受けられません。大変何か危険だなというところもあります。その内容というか、捨てられているような内容を、町としては調査といいますか把握はしているのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町長の答弁でもありましたけれども、不法投棄の監視員さん6名と毎月パトロールをしております。パトロールに行く箇所といたしましては、住民の皆様からご指摘があったところを中心に、以前に問題の発生というところを中心に、20か所程度パトロールしている状況でございます。

そういう中で、県とか茂原警察署にもご同行いただきながら、随時、相手がいる場合は指導しながらパトロールをしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 今回のそういった町、全部を見ているわけではありませんが、いろいろなところにごみが捨てられているようなところを見ることに関しても、私もちょっと産業廃棄物とかそういう処理のことに関して調べたりしたものですから、ちょっと気になっているんですけども、県の仕事とはいえ、捨てられているのが町の土地ですので、町行政としてもかなり力を入れて強く指導したほうがいいんじゃないかと思えますし、やっぱり明らかに不法ではないかと思われるようなところもあるので、例えば捨てているところに掲示板をやらなくてはいけないとか、知事の許可を得ていなければいけないというところもあるのかなと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

看板等の啓発物については、あまりポイ捨てとか不法投棄が多い場所には、適宜設置をしているのが現状でございます。個々個別の案件につきましては後でお答えしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

町民の長柄町に対する印象の第一が、豊かな自然環境に恵まれているとか、景色がきれいだとか、空気がきれいだとかというのが、長柄町に対する子供たちの第一印象もそういうものになっておりますので、私が最初に言ったSDGsという意識も含めて、これから長柄町がきれいな町だよと言われるような、きれいなところにごみを捨てる人はいないと思いますけれども、一つでもごみとか捨てる場所があったらみんなが捨ててしまう。ましてやこういう田舎なので、そういうことも考えられますので、町全体としてきれいな町だねと言われるようなふうに、今後そのように力を入れて、そういう町になっていただければいいなという思いも含めて質問をさせていただきました。

2つ目の質問に入らせていただきます。

変化の激しい時代を生きる子供たちのために。

①将来の変化が予測困難な時代を生き抜くための生徒たちに必要な力を育むために、学校教育としてどのように取り組んでいるか、または準備しているか。長柄町の生徒の特性を考慮した上で考えをお聞きします。

②長柄中学校で実施されていた職場体験は、キャリア教育として成果を上げているかお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 変化の激しい時代を生きる子供たちのためにについてですが、議員ご指摘のとおり、社会の急激な変化に伴い、学校教育の在り方も大きく変わってきております。中央教育審議会からは、「令和の日本型学校教育」というのが示されております。その中で、自他の尊重や多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となることのできるような資質、能力の育成が求められています。

具体的には、これまでの日本型学校教育の成果と課題を踏まえつつ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。その中には、ICT教育の推進も含まれております。

1点目の質の高い生きる力を持つ子供たちの育成ですが、本年5月に中学校3年生を対象に実施しました全国学力・学習状況調査によりますと、長柄町の傾向としては、「自分でやると決めたことはやり遂げるようにしている」「人が困っているときは進んで助けている」「人の役に立つ人間になりたい」「今住んでいる地域の行事に参加している」といった項目で、県平均・全国平均を上回っております。

一方で、「自分にはよいところがある」「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表す」「家庭での各種ゲームの時間が長い」といった点に課題が見られます。

職員からは、長柄中の生徒は「素直で落ち着いている」「授業中説明をしっかり聞いている」というような声が聞かれます。また、「積極性にやや欠ける」「自分の考えを発表したりまとめたりすることがやや苦手」という声も聞きます。

そのような課題の解決に向け、学校では様々な取組を行っております。自他の尊重のため、道徳の教材を工夫し豊かな心の育成を図ったり、各教科の授業の最後に、自分の言葉でまとめを書かせたり、発表する場を意図的に設けたりしています。自信を持ち、考えを他人に伝えることができるよう、継続して支援してまいります。

また、1人1台タブレット型パソコンを様々な場面で活用し、個に応じた学習が進められるよう取り組んでいます。個々の生徒に対し、どのような支援が必要なのか分析し、粘り強

く取り組み、知・徳・体をバランスよく兼ね備えた、将来たくましく生きていけるような子供たちを育ててまいります。

2点目の、長柄中学校で実施されていた職場体験の実情は、キャリア教育として成果を上げているかについてですが、例年、長柄中では職場体験を計画し行っております。令和元年度は町内11か所、茂原市で7か所の合計18か所の事業所において体験を行いました。少人数に分かれ、どの事業所でも有意義な体験ができたと聞いております。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、校外に出かけることが難しく、講師を2名招聘し講話をいただきました。本年度も校外での体験は避け、オンラインにて実施しました。

キャリア教育の推進において、職場体験はとても効果があると考えます。体験後の生徒から、「体験してみて働くことの大変さや工夫していることが分かった」「物を作ったり売ったりすることの大変さが分かった」などといった感想がありました。

しかし、コロナ禍で制限がある中、今後どのような形で行えるか、どの事業所に協力していただけるのか等を検討し、取り組んでまいりたいと思います。

また、職場体験以外でも、各行事を通して職業観などのキャリア発達を促し、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てられるような取組を行っています。小学校から中学校までの経験をキャリアパスポートとしてまとめ、学んだことを積み重ね、キャリア教育の推進を行ってまいります。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

今教育長がおっしゃった、その長柄町の生徒の特性といいますか、まさしく本当に私が思っていたとおりでなということで、本当に先生方に言わせると、いい子で素直でというんですけれども、やっぱりどこか自分を表現する力が弱いというか、そういうことをおっしゃっていた先生もいました。ただ、本当にやり切る力があるとか、進んで人の役に立つとか、そういう力が自分にはあるんだよというふうに認識しているところは大変うれしく思いました。

こういった質問をなぜしたかという、やっぱり若い保護者の方には、ちょっと子育てが不安だったり、自分の子供がこれから強く生きていけるか心配だわというお声をお聞きしたので、そういう質問をさせていただきました。子育て全てを学校に委ねるものではありませんけれども、やっぱり人と人とのつながりとかコミュニケーションが薄れていく社会の中で、学校で過ごす時間というのはすごく子供に大きな影響を与えますので、今後ともよ

ろしくお願いいたします。

また、これから子供たちの職業といますか、これから先、今ある職業のほとんどがもしかしたらなくなってしまうのではないかとされているようなときに、どのような仕事があったとしても、やっぱり自分の能力をそこで発揮して、最後まで頑張っていく力というのは、生きていく力が必要かなというので、再質問というよりは教育長のお考えを聞いたかったものですから、これから教育委員会の中で、さらにそういったことを練っていただければと思って質問をさせていただきました。

以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 以上で高橋智恵子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 45 分といたします。

休憩 午後 2 時 3 3 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎承認第 1 号、承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第 6、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度長柄町一般会計補正予算（第 8 号））、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度長柄町一般会計補正予算（第 9 号））、いずれも関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第 1 号 令和 3 年度長柄町一般会計補正予算（第 8 号）及び承認第 2 号 令和 3 年度長柄町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を求めることについてご報告申し上げます。

まず、第 8 号補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ 3,667 万 3,000 円を追加し、

補正後の予算総額を52億3,506万1,000円とするものであります。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時かつ特別な給付措置を行うものとして、11月臨時議会において現金5万円分の予算を計上させていただきましたが、国の方針転換により、クーポン5万円分の現金への変更及び一括給付が認められたことから、本町においても昨年中の一括給付に取り組むものとして予算を計上したものであります。

次に、第9号補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ9,038万1,000円を追加し、補正後の予算総額を53億2,544万2,000円とするものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、非課税世帯や家計急変世帯に対して臨時かつ特別な給付措置を行うとともに、ワクチンの集団接種において、国から医師や看護師に対する謝金の交付を認める旨の通知があったことから、本町も交付することとして予算を計上するものであります。

これらの経費は、速やかな事務処理を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、第8号は12月17日付で、第9号は1月14日付で、それぞれ専決処分をいたしました。

以上で報告を終わります。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） ないようなので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長柄町一般会計補正予算（第8号））を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長柄町一般会計補正予算



(第9号) ) を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第7、議案第1号 長柄町浸水警戒区域に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町浸水警戒区域に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、令和元年10月の豪雨災害を受け、これと同規模の降雨に対して浸水被害ゼロを目指して現在進めている一宮川水系流域治水プロジェクトを推進するに当たり、建築基準法に基づく災害危険区域の指定をすることが事業の要件となっていることから、建築に関する制限をするため条例を制定するものであります。

詳細につきましては建設環境課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議案第1号 長柄町浸水警戒区域に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

昨年12月に開催されました一宮川流域治水協議会長柄町部会の際にも触れさせていただきましたが、県が進める河川整備事業や輪中堤、宅盤かさ上げなどを事業化するため、令和元年豪雨の際の浸水区域に新たに家屋を建築する場合の建築ルールを定めるというものでございます。

お手元の条例案をお開きください。

第1条では、建築基準法第39条に基づく浸水警戒区域の指定と、建築物の建築制限に関し

定める旨の趣旨について。

第3条、浸水警戒区域の指定は、地域住民の意見を聞き、町長が指定し、告示縦覧すること。

第4条、建築の規制対象は、生活の基盤となる住居や避難に配慮が必要な病院、老人ホームなどの児童福祉施設などで、制限の運用につきましては規則で定めることとし、宅盤や基礎を高くして浸水想定面より1階床面を高くした場合や、浸水想定面より下は居室でない車庫や倉庫にして、耐水性の高い構造等にすることにより、建築の制限は受けないことといたします。

裏面に移りまして、第5条第1項では、建築基準法に定める仮設建築物、2項では既存建築物の増改築に対しては適用除外といたします。

なお、部会でも報告いたしました、先般のモデル地域の徳増地域での意見交換会でもおおむね理解が得られましたので、合意が得られた地域から順次適用してまいりたいと考えております。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 以前に、宅地で山をしょっていたり崖をしょっていたり、崖際の宅地については、測量に入り住民の説明会をすぐに行い、危険区域に指定されてしまいましたけれども、そのとき住民の説明会に出た人の中には、もうこの宅地には、危険区域に指定されちゃって家を建てられないとか、そういう声が耳に入りましたけれども、今回のこの条例につきましては、第3条ですか、意見を聞かなければならないとなっておりますけれども、住民が拒否した場合は地域の指定はしないのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんおっしゃる土砂警戒の説明会のことだと思われませんが、浸水の、今回の条例につきましては、今回モデル地区ということで、徳増地域を対象に説明会を2度ほど開催させていただきました。その中では、部会でも報告させていただきましたけれども、そういう意見等もなかったことから、おおむね理解が得られたものと考えております。

それから、浸水を皆さん間近で見られますので、建てる際には当然宅盤かさ上げとか、そういう対策はされるものと考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 崖のときもそうだったんですけれども、うちの崖はイキイワだからあんたんとないとか、そういう声で、絶対崩れることはないとか自信を持って家を建てていたりとかしているわけですよ。

令和元年のあの大雨について、洪水云々については、今まで以上で、考えも想定もしていなかった大水が出たわけですけれども、それについて家を、宅地を高くするとか、高床式じゃないですけれども、柱を高くするとか、そういうものについて町のほうは補助金は全然出さないという話だったんですけれども、徳増地域、小榎本地域ですか、モデル地区。

〔「徳増」と呼ぶ者あり〕

○3番（鶴岡喜豊君） 徳増はオーケーだったのかもしれないですけれども、ほかの区域もかんがいで襲われたところあると思うんですけれども、そこらの地域の人たちが、私は反対したら、じゃあ指定から外してくれるのかという話なんですけれども、モデル地域でオーケーだったからほかもオーケーだよと、そういう執行部の考えじゃなくて、私は、ほかの地域で、モデル地域じゃない人たちが反対したら、山の崖のときに反対、この条例は何だという声を聞きましたので、今度、山のところをしょっているところも家を建てられない。川をしょっているところ、脇にも家を建てられない。そういう感じになっちゃうのかなと思って、第3条に、住民の意見を聞くとありますので、反対したらば、条例区域の指定はしないのかと。指定するのকাশないのか、はっきり。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現段階では、先ほど一般質問の中でも言いましたけれども、県の河川整備の状況などがまだはっきり計画等、高さ等が出ておりませんので、この辺の区域についても、どこがなっどこがならないという具体的なものは、まだ今のところ現段階ではございませんので、こういうものができたら、また地元で順次説明に参ってご理解を得たいと考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 国・県の話であって、町ではそういう話を、考えが想定されていないということだったら、条例自体を想定するのがまだ早過ぎるんじゃないんですか。もうちょっと練ってからとかのほうがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

地区については、詳細な河川の改良計画とか、そういうものを踏まえて位置づけをしていきたいということですが、県の流域治水プロジェクトを国の事業として認可を受けるためには、この条例の制定が必須という、町長の提案理由の中で要件ということでもらっておりますが、地域の理解が得られていることが、国の事業の採択要件となっております。前提になっておりますので、今回上程させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） どうしても区切りがなくなっちゃうんですけれども、反対と賛成という感じだから、制定したいほうと反対のほうの立場で話をしていますからあれなんですけれども、地域の住民がオーケーしなければ、要するに、第3条の意見を聞かなければならないとなっていますよね。私はこれに目をつけて、聞かなければならないと。町長が地域の住民の意見を聞いて、私はいいですよと言ったら指定から外れることができるかと聞いているんですよ。こんなややこしいことはいいですから、地域の住民の意見を聞いて、私のところは区域の指定しなくていいですよと言ったら、区域の指定から外すことができるかどうか、それなんです。分かりますか。

○議長（古坂勇人君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） ただいまの鶴岡議員のご質問の、第3条に係る意見を徴する、聞かなければならないというところの部分で、住民に意見を聞いたところで、それを尊重しなければならぬのかどうかというところだと思いますけれども、この辺については、あくまでも第3条の第1項で、町長がその区域を指定すると。指定するに当たっては、河川管理者及び地域住民の意見を聞かなければならないというところがございます。

ですから、意見を聞いたところで、反対だから、じゃ、そこは除外するというのではなくて、これは行政として丁寧にきちんとした理由をもって、理論をもって、丁寧にしっかりと住民にお示しして理解を賜る努力をするというところが、この3条2項に規定されている

ものと解しますので、この辺については、住民の反対があったと、指定に関する反対があったから、そこは指定しないということではないというふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 指定する前って、大体執行部はいいこと言うんですよね。山際の崖条例云々のとき、測量に入っていいですかと、住民がみんなオーケーしたんですよ、測量に入っている。それで、測量が終わって説明会やりますと呼ばれた。呼ばれたらもう危険地域だということで指定されて、ここにはうちを建てられないと、うちを建てるならばその崖なり山際を、何かブロック積みしてくれとか云々。そういうものに町については何も手助けはしないと、個人で勝手にやってくれと。そういう話を聞いているから、一部の人から、じゃあ戻ってきたってここに家を建て替えることはできないとか、そういう声が出たわけですよ。今度それが、そのまま私は川のほうに行くんじゃないかと、そういう話をしているんですよ。

それで、今そういう意見を尊重して、尊重してといたって結局何もやらないじゃないですか、行政としては。この間も何かこの条例の説明会したとき、自分で盛土をしてくれよとか、輪中をつくってくれよとか、何かそういうのは全部補助金もなしに自分たちでやるんだという説明を受けたかと思うんですけれども、幾ら尊重して聞くといっても、結局は多数、前も言いましたけれども一人じゃどうしようもなく、多数決ですから、制定されちゃうと思うんですけれどもね。そうすれば川っぺりも建てられなくなる可能性が大だと思うんです。

○議長（古坂勇人君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 今のご発言に対して、心情的には私もそういう住民の意見というのがあるのも承知いたします。

ただやはり、そういう崖とか浸水区域とか、そういう危険のある部分について、行政としては住民の生命をやはり第一に考えて、これを守るために条例化し、この区域を指定するわけでございます。何も意地悪してここをしてしまうとか、そういうことではなくて、やはり本質的な一番の根っこにある条例の目的は、住民の生命を守るという観点からこの条例を制定するわけでございますので、この辺については指定を、やはり危険というものが物理的に理屈として区域指定する必要があるというふうになった場合には、町長はこの住民の命を守るための条例として指定し、その指定に当たって、住民の皆さんに、指定区域内の皆さんには十分なしっかりとした説明をし、同意を得るということを努力するというので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 指定をするだけじゃなくて、指定したらば、こういうことが町民皆さんのためになりますよと、命、危険を守るためにこういうことを町は、行政はしますよと。ですから指定して、指定になればこういうことができますよと、こういうことをやってくれますよと、そういうことを提示できないんですか。

そうすればオーケーすると思うんですよ、町民の皆さんも。指定されて、危険にさらされる地域なんだと、洪水で襲われる可能性があるんだと、そうしたらば指定されると、指定されたら町がこういう手助けをしてくれるんだと、こういうことをしてくれる、援助をしてくれる。そうすれば、当然住民もオーケーするかと思うんです。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

田中副町長。

○副町長（田中武典君） 区域指定に代わる住民に対する助成というところだと思いますけれども、これにつきましては、現在のところこの指定に基づく援助という方向では、今のところ具現化されておられません。

この辺については、やはり財産、自分の財産、そういうものについて守る義務もあるというところで、今の、現在の状況で条例を制定するという形になっております。

今後、例えばこれが集団的な、一自治会がそっくり浸水してしまうというような場合に、このものとは別に、集団移転住宅というような手法も全国的な中ではあるように聞いております。こういったものについては、集団移転の際の援助だとか、そういうものも、高台移転だとか、東日本大震災のときに集団的に被災した地域についてはそういう施策もございしますが、現在のところ、この一宮川の流域治水の中では、浸水警戒区域に指定するという、まず条例を制定するところから、この辺の浸水河川整備計画と併せてこういう形を取っているということで、ご理解を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

〔「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） ただいま柴田議員のほうから暫時休憩の意見がございましたので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時13分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。ございませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（古坂勇人君） 討論を行います。討論ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） これで討論を終わります。討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町浸水警戒区域に関する条例の制定について、原案のとおり可決すること  
に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第8、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の条文では、職員が過って事故を起こし禁錮以上の刑に処せられた場合、事情を考慮することなく当然失職することになります。

地方公務員法において、職員の失職に関する特例を条例で定めることができるとされており、今回の改正はその特例を設けるものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

本上程案は、地方公務員法第28条第4項において、第16条各号の職員の欠格条項に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うとされております。今回、法第28条第4項に基づいた、条例による特別の定めを設けようとするものでございます。

現状、職員は公用車を運転しておりまして、また、町は職員に地域活動やボランティア活動を推奨しております。このような環境で、公務活動はもちろん、公務外での公共的な活動での事故の可能性も考えられます。

こうした中、過失による罪により、一切の事情を考慮されず自動的に失職となることは、厳し過ぎる措置であるとともに、町にとって損失となる場合もあるかと考えられます。しかしながら、職員の故意や悪意のある犯罪、破廉恥罪、いわゆる非行行為に対しましては、この条文を適用させることなく厳しく対処すべきものであり、特例の対象は、過失による罪で禁錮の刑に処せられた者のうち刑の執行が猶予されたものと限り、この対象になった者は、執行猶予期間の長さ、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、被害者の理解、改悛の情、それまでの勤務実績を総合的に勘案して厳格に運用いたします。

また、本条文を適用する場合、事の重大性から、長柄町職員懲戒審査委員会規程の委員構成に外部委員制度を設け、弁護士の職にある者や議会議員の中からも参加いただき、広く意見を賜ることができるように、併せて本規程を改正いたします。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。



〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第9、議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、同じく同法律に係る関係政令の公布がされたことに伴い、改正を行うものであります。

主な改正内容は、国保加入世帯に未就学児がいる場合は均等割額を減額するものです。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料2の新旧対照表に基づきまして、改正点についてご説明申し上げます。

6ページのほうをお願いいたします。右側の下段になります。

今回の改正の主なものといたしまして、第21条に第2項を追加し、未就学児の被保険者均等割額と、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を減額する規定を追加するものでございます。通常、1人当たり被保険者均等割額は2万5,000円ですが、未就学児は1万2,500円に、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については1万2,000円ですが、未就学児は6,000円とする改正となります。

第21条につきましては、国保税の減額の規定で、追加いたします第21条第2項では、被保険者均等割額を第1号アで、7割減額世帯の未就学児に対し3,750円引く規定を、イでは、5割減額世帯の未就学児に対し6,250円引く規定を、ウでは、2割減額世帯の未就学児に対し1万円を引く規定を、アからウまで該当しない世帯の未就学児に対し1万2,500円を引く規定となります。

第2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定で、第1号と同様に差し引く金額を規定してございます。

その他といたしまして、法律、政令に合わせ改正し、規定の整備を行うものでございます。

施行日は令和4年4月1日で、令和4年度分の国民健康保険税から適用となります。

なお、未就学児軽減措置の実施に当たり、国2分の1、県4分の1、町4分の1の公費負担となります。

以上で補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第10、議案第4号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、デジタル化の推進に伴い、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能となる規定について条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） 議案第4号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等の事業者と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定及びそのほか所要の規定の整備を行うものでございます。

附属資料3、新旧対照表をご覧ください。

1ページ第5条第2項から、次のページ第6項の規定及び第38条第2項の従前の規定を削りまして、5ページに改めて第4章雑則を設け、電磁的記録等とし、第53条第1項では保育所等の事業者が書面等により行うことが規定されているものについて、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができる規定。第2項から第5項は、第5条第2項から第4項を除く第5項までの規定を改めて規定し、第6項では、同意の取得について準用する読替えについてを規定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第11、議案第5号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） 議案第5号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料4、新旧対照表2ページをご覧ください。

今回の改正は、第6章雑則に、第49条電磁的記録として、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとした規定及びそのほか所要の規定の整備を行うものであります。

また、この改正は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第6号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第12、議案第6号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第10号）、議案第7号 令和3年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 令和3年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 令和3年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和3年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算なので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第10号）、議案第7号 令和3年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 令和3年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 令和3年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和3年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計ですが、年度末における実績に伴う諸経費の調整を全般にわたって行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,291万6,000円を追加し、補正後の予算総額を53億3,835万8,000円とするものです。

次に国民健康保険特別会計ですが、保険給付費の増を主な要因として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,435万円を追加し、補正後の予算総額を9億9,160万8,000円とするものです。

次に農業集落排水事業特別会計ですが、年度末に伴う各経費の精算を行うものとして、歳入歳出予算の総額から188万2,000円を減額し、補正後の予算総額を5,371万8,000円とするものです。

次に介護保険特別会計ですが、主に保険給付費の減によるものとして、歳入歳出予算の総額から891万5,000円を減額し、補正後の予算総額を8億824万2,000円とするものです。

次に浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽の設置工事費の減を主な要因として、歳入歳出予算の総額から826万円を減額し、補正後の予算総額を6,769万円とするものです。

最後に後期高齢者医療特別会計ですが、後期高齢者医療広域連合納付金の減によるものとして、歳入歳出予算の総額から459万円を減額し、補正後の予算総額を9,531万円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第6号 長柄町一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

本補正予算における全般的事項といたしましては、年度末における実績に伴う各経費の調整が主なものでございます。特に今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減額が多くなっておりまして、本件に該当するもの、補正額の少額なもの、実績に伴い精査したものなどにつきましては、詳細な部分説明を省略させていただきます。

また、人件費につきましても、人事院勧告に伴う給与改定の減や、職員の育児休暇等に伴う減が主なものであることから、こちらも説明のほうは省略させていただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の30ページ、31ページをまずご覧ください。

1款1項1目議会費341万4,000円の減、2款1項1目一般管理費731万8,000円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

次の32、33ページをお願いいたします。

2目文書広報費100万円の減、3目防災対策費79万5,000円の減につきましても、実績に伴う減でございます。

4目財政管理費56万6,000円の増は、ふるさと納税における年末の寄附が想定を上回るものであったため、これに伴う経費の増額を行うものでございます。

6目財産管理費75万円の増は、実績に伴う増額補正でございます。

7目企画費、01細目企画費140万円の減は、本年度に製造した特産飲料「ながらとガラナ」の製造元でありますジャパンフーズ株式会社のご厚意によりまして、製造費が安価で済んだため減額補正を行うものでございます。

04細目スポーツ国際交流事業1,123万円の減は、2020東京オリンピック競技大会におけるロシアフェンシングチームが本町での事前キャンプを中止したことによる関連経費の減額補正でございます。

34、35ページをご覧ください。

8目交通安全対策費10万円の増、9目諸費68万1,000円の増は、自治会要望等によるカーブミラーや防犯灯の維持修繕に係る経費の計上を行うものでございます。

13目地方創生臨時交付金事業400万円の増は、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策用備品といたしまして、図書用除菌ボックスやジェットヒーター等の購入費300万円の計上とともに、町内の認定農業者が農業用ドローンを購入するに当たり、購入費の2分の1、補助金100万円を計上するものでございます。

2項1目税務総務費181万7,000円の減は、人件費の減でございます。

3項1目戸籍基本台帳費46万8,000円の減は、実績に伴うものとともに、全国的に実施するマイナンバーカードと連携した住民記録システムの改修経費でございます。これにより、住民の転入出の際における自治体間のデータ連携が図れることとなります。

36、37ページをお願いいたします。

4項2目衆議院議員選挙費102万9,000円の減は、実績に伴う減額でございます。

3款1項1目社会福祉総務費502万5,000円の減は、実績に伴うものとともに、05細目高齢者等外出支援タクシー利用助成事業において、1回当たりの利用限度額を2,000円から3,000円に改正し利用の拡大が図られたことにより、102万円の増額補正を行うものでございます。

3目障害者福祉費、01細目障害者福祉事業14万2,000円の増は、実績に伴うものでございます。

02細目介護給付訓練等給付事業745万円の減は、利用者の増減、利用サービスの増減とともに、令和2年度の給付費確定に伴う国庫返還金でございます。

03細目障害者グループホーム運営費補助事業35万円の増、04細目知的障害者生活ホーム運営費補助事業54万4,000円の減、05細目障害者グループホーム等入居者家賃助成事業17万3,000円の増は、事業者の運営費確定や入居者の増といった実績に基づくものでございます。

続いて、38、39ページをお願いいたします。

06細目地域生活支援事業132万7,000円の減は、サービス利用の減少による減額補正でございます。

08細目在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者手当事業17万3,000円の減は、利用見



込みの減に伴うものでございます。

09細目自立支援医療給付事業45万6,000円の増は、令和2年度の障害者医療費国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。

11細目障害児通所支援事業114万6,000円の増は、サービス利用の増減とともに、令和2年度の障害児通所支援給付費の確定に伴う返還金でございます。

4目国民年金費5万1,000円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

5目国民健康保険費291万6,000円の増は、特別会計への繰出金の増でございます。

7目介護保険費1,320万1,000円の減は、実績に伴う減とともに、特別会計への繰出金の減でございます。

8目後期高齢者医療費469万3,000円の減は、実績に伴う減とともに、広域連合への負担金、特別会計への繰出金を計上するものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費83万2,000円の増は、令和2年度子育てのための施設等利用給付費県費負担金及び子ども・子育て支援交付金の確定に伴う返還金でございます。

4目こども園費43万9,000円の減は、実績に伴う増減の積み上げを計上しております。

3項1目災害救助費1,000円の増は、令和元年災害の被災者に交付した繰替支弁負担金の国庫返還金でございます。

4款1項1目531万6,000円の減は、人件費の減と、03細目子ども医療費助成事業において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、医療機関の受診控えが増加したことによる減額補正を行うものです。

続いて、42、43ページをお願いいたします。

2目予防費192万6,000円の減は、各種健康診査及び予防接種の実績に伴う増減を積み上げて計上しております。

3目環境衛生費374万6,000円の減は、広域市町村圏組合への負担金の増減、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計への繰出金の減が主なものとなっております。

5款1項2目農業総務費652万1,000円の減は、人件費の減でございます。

44、45ページをお願いいたします。

3目農業振興費55万8,000円の減は、実績に伴う減でございます。

4目農業基盤整備費249万3,000円の減は、有害獣から農地を守るために設置する電気柵の補助金申請の取りやめ、イノシシをはじめとした有害獣の捕獲頭数の減によるものが主な要

因でございます。

2項2目小規模治山緊急整備事業費342万4,000円の減は、工法変更に伴う測量業務及び工事費の減です。

6款1項1目商工費10万円の減は、人件費の減額補正を行うものです。

2目商工業振興費157万5,000円の減は、商工振興利子補給補助金の実績に伴う減でございます。

3目商工観光費274万4,000円の減は、長柄ダムさくら祭りが中止になったことによる補助金の減が主なものでございます。

46、47ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費629万8,000円の減は、実績に伴う減とともに、06細目宅地耐震化推進事業といたしまして、大規模盛土造成地における崩落の危険性のある箇所を抽出する第2次スクリーニング調査を行うものとして400万円を計上しております。

2目地籍調査費7,600万8,000円の減は、国県補助金の交付決定に伴う事業面積の減が主な要因でございます。

2項1目道路維持費340万2,000円の増は、01細目道路排水路維持事業において、道路環境整備及び除雪に係る経費を計上するとともに、02細目橋梁長寿化修繕事業では、詳細設計の実施に伴う契約差金を減額補正するものでございます。

48、49ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費203万5,000円の減は、町道1457号線道路改良事業の実績に伴う減でございます。

4項1目住宅管理費153万円の減は、町営住宅管理に伴う実績に基づき計上しております。

8款1項1目常備消防費149万8,000円の減、2目非常備消防費30万2,000円の減は、広域市町村圏組合負担金の実績によるものでございます。

9款1項2目事務局費244万1,000円の減は、人件費の減でございます。

続いて、50ページ、51ページをお願いいたします。

3目教育指導費6万円の増は、実績に伴う増額補正を行うものです。

2項1目学校管理費91万円の増は、実績に伴う増とともに、日吉小学校においては、来年度に情緒学級を新設する必要がございます、教室の余裕がないため、既存の知的学級を2つに分けるための整備を行います。そのための整備費の計上でございます。

2目教育振興費125万6,000円の減は、準要保護児童が見込みよりも少なかったことなどに

よる減額補正でございます。

3項1目学校管理費183万6,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏期における光熱水費やスクールバスの運行が減少したことによるものでございます。

2目教育振興費20万円の減につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による車両借上料の減です。

52、53ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費747万9,000円の減は、人件費の減とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、ながら号の運行が少なかったことによるものでございます。

2目公民館費208万6,000円の減は、実績に伴う減です。

3目公民館建設費2億792万7,000円の減は、契約差金や内容精査による減、また、解体工事及び外構工事を令和4年度に改めて予算化したことによりまして、その分を減額する補正です。

4目文化財保護費7,000円の減は、実績によるものです。

54、55ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費26万8,000円の減、2目武道館費15万円の減は、実績に伴う減額補正です。

3目給食施設費9万6,000円の増は、ガス代の単価増に伴う増額補正です。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費11万1,000円の減は、予定していた農地の災害復旧2か所のうち、1か所が補助金交付を受けないこととなったための減でございます。

11款1項1目元金488万2,000円の増は、利率の見直しに伴う元利均等払い等による増額補正を行うものです。

2目利子107万3,000円の減は、同じく利率の見直しに伴う減額補正でございます。

56、57ページをお願いいたします。

2項1目基金費3億9,522万6,000円の増は、各基金の利子を積み立てるとともに、本補正予算で生じた剰余金などを財政調整基金や公共施設整備等基金に予算積立てを行うものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

ページ戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款4項1目町たばこ税200万円の減は、健康意識の高まりにより、たばこ需要が減少していることなどから減額といたしました。

2款1項1目地方揮発油譲与税50万円の減、2項1目自動車重量譲与税100万円の増、3項1目森林環境譲与税5,000円の減、4款1項1目配当割交付金100万円の増は、いずれも実績見込みに基づく計上でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金200万円の増、6款1項1目法人事業税交付金500万円の増、7款1項1目地方消費税交付金1,500万円の増、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金800万円の増、10款1項1目環境性能割交付金90万円の減は、いずれも実績見込みに基づき計上しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

11款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、実績の見込みに基づく減です。

12款1項1目地方交付税2億3,571万3,000円の増は、普通交付税の再算定による追加交付とともに、新型コロナウイルス感染症対策費及び臨時財政対策債の前倒し交付など増額補正を行うものでございます。

14款1項1目民生費負担金109万8,000円の増は、3号認定の子ども保育料の実績に伴う増でございます。

2項1目農林水産業施設分担金114万2,000円の減は、小規模治山緊急整備事業の工法変更に伴う受益者分担金の減でございます。

15款1項2目民生使用料1,021万円の減は、福祉センターの休館が長く続いていたための使用料の減です。

3目土木使用料266万円の増は、道路占用料と町営住宅家賃の実績に伴う増です。

20ページ、21ページをお願いいたします。

4目教育使用料9万7,000円の減、2項2目衛生手数料5万9,000円の増、4目土木手数料8万8,000円の増は、実績に基づく計上でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金34万3,000円の減、2目衛生費国庫負担金10万7,000円の減は、保険給付費や医療負担金等の実績に伴うものでございます。

2項1目民生費国庫補助金3,007万9,000円の増は、実績に伴う減とともに、子育て世帯への臨時特別給付金のクーポン分が交付されるめどが立ったことによるものでございます。

2目教育費国庫補助金141万9,000円の増は、実績に伴う増減とともに、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に充当する学校保健特別対策事業補助金を計上するものでござ

ございます。

22、23ページをお願いいたします。

5目土木費国庫補助金145万2,000円の増は、盛土造成地の崩落危険性を調査するための宅地耐震化推進事業補助金が主な要因となっております。

6目総務費国庫補助金271万6,000円の増は、マイナンバーカードを活用したシステム連携に係る改修補助、新型コロナウイルス感染症対策及び地方創生に資する事業に充当する地方創生臨時交付金を予算化するものでございます。

3項2目民生費委託金5万1,000円の減は、実績に伴う減でございます。

17款1項2目民生費県負担金32万3,000円の増は、保険給付費や障害者支援に係る負担金などの積み上げでございます。

24、25ページをお願いいたします。

2項1目総務費県補助金748万3,000円の減は、2020東京オリンピック競技大会の町内での事前キャンプ中止に伴う減額補正でございます。

2目民生費県補助金638万3,000円の減、3目衛生費県補助金134万円の減、4目農林水産業費県補助金348万円の減、6目土木費県補助金5,992万9,000円の減、3項1目総務費委託金20万4,000円の減は、事業実施に係る実績に伴う減額補正でございます。

26、27ページをお願いいたします。

18款1項1目利子及び配当金1万6,000円の増は、保有する各基金の積立利子を計上するものでございます。

19款1項3目ふるさと応援寄附金1,500万円の増は、昨年末におけるふるさと納税が好調だったことによる増額補正でございます。

20款公共施設整備等基金繰入金525万5,000円の増につきましては、当初は公民館建設事業における学童クラブ分の国庫補助金を見込んでおりましたけれども、実績払いということで、今年度中に終わらないということになったため、事業の残り分は次年度に改めて申請手続を行うこととなったため、本年度分の不足分を充当するものでございます。

3目東日本大震災復興基金繰入金4万3,000円の増は、本年度に購入したパンや飲料水といった災害用備蓄品に充当するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金249万1,000円の増は、実績によるものです。

21款1項1目繰越金3,647万3,000円の減は、子育て世帯への臨時特別給付金のクーポン分の国庫補助金の交付のめどが立ったことによる繰越金の減でございます。

28、29ページをお願いいたします。

22款 1 項 1 目延滞金20万円の減、3 項 1 目過年度収入16万2,000円の減は、実績に基づくものです。

2 目雑入771万8,000円の増は、実績に基づくものとともに、企画財政課における広域市町村圏組合の廃棄物処理費の過年度負担金の精算金や、産業振興課における長生郡市植物防疫協会の出資金の返還金が主なものとなっております。

23款 1 項 4 目教育債 1 億8,470万円の減は、公民館建設事業における外構工事と解体工事を来年度に改めて予算計上することによる減額補正を行うものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、第2表の繰越明許についてご説明申し上げます。

戻って6 ページ、7 ページをお願いいたします。

こちらは、本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものについて、繰越明許費として設定するものでございます。

2 款総務費、3 項戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関する事務事業55万円、3 款民生費、1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業8,817万4,000円、同じく福祉センター屋根等改修事業1,100万円、5 款農林水産業費、2 項林業費、小規模治山緊急整備事業550万円、7 款土木費、1 項土木管理費、宅地耐震化推進事業400万円、同じく地籍調査事業996万6,000円、2 項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業70万円、同じく町道3033号線道路改良事業9,020万7,000円、同じくS I C周辺整備町道1457号線道路改良事業3,069万3,000円、9 款教育費、4 項社会教育費、公民館建設事業 6 億774万円。

以上、10事業、8 億4,853万円の設定を行います。主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施工業者の人員不足、関係者との調整に不測の日数を要することが挙げられております。

最後に、地方債補正を行いますので、8 ページ、9 ページお願いいたします。

公民館建設事業に充当する公共施設等適正管理推進事業債を10億3,780万円から1 億8,470万円減額し、8 億5,310万円に変更いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は、従前と変更ございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

これより議案第6号から議案第11号までの6件に対する質疑を一括で行います。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 4番、池沢です。二、三質問させてください。

一般会計ですけれども、37ページの社会福祉総務費のうちの火葬業務という、12節の委託料の火葬業務25万円という補正額がありますけれども、これはどのような内容なのかご説明いただきたいと思います。

それと、47ページの土木総務費の委託料、宅地耐震化推進業務ということで、ダムの関係だと思っておりますけれども、大規模盛土の土地の調査ということですので、これ町内何か所が調査対象なのか教えていただきたいと思います。それと場所ですね。場所が分かれば。

それと、同じく47ページの除雪等業務で300万円の補正額が計上されておりますけれども、先ほど本吉議員の質問がありましたけれども、これ8社になるのか、何社で300万円の積算根拠が、どういうふうになっているのかお答えをいただきたいと思います。

それともう一点、これは確認的な質問になりますけれども、53ページの公民館建設費なんですけれども、2億円ほど今回減額をされるわけですので、この内容としては、外構工事や旧の公民館、今の現在の公民館ですね、その解体費用を3年度から4年度に移し替えた。その理由としては、公共事業等の適正管理推進事業債が5年間延長になったから、この翌年度、4年度に回して、この起債の対象とするという考え方でいいのか。

その4点ほど質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

1つ目の37ページ、火葬業務の内容でございますけれども、本町在住の独居の方がお亡くなりになりまして、その方が身寄りがいないということで、本町において手続をし、火葬並びに埋葬のほうを行う予定でございます。

○議長（古坂勇人君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

まず初めに、土木総務費の宅地耐震化推進事業でございますが、議員さんおっしゃるとおり、当初は北海道の胆振東方沖地震とか、いろいろな災害が起りまして、宅地に被害が大きかったということで、国のほうで第一次スクリーニングということで、長柄町は20か所の大规模盛土想定地があるということで、マップを今ホームページで公開させていただいてい

るところでございます。その中で、住宅地が近接している場所4か所につきまして、第二次スクリーニングを計画しているところでございます。

それから、除雪の質問でございますが、除雪につきましては何社かということでございますが、8社でございます。

補正予算をつくっている最中ではございましたけれども、当初の一番初めの降雪でおおむね200万円近い金額が必要となりました実績で、それでその後も降雪がありましたので、今回補正予算にて対応するものでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 公民館につきまして、お答えいたします。

議員のおっしゃられたとおり、公共施設等適正管理推進事業債、これまで時限施策ということで、令和3年度をもって一旦終了という話がございますので、3年度の予算に一括して計上させていただいたものでございました。昨年の暮れに、国のほうでこの事業を5か年、令和4年から8年まで延長するというのが示されまして、さきの説明でも答えましたかと思えますけれども、天変地異、何が起きるか分かりません。終わっていないと起債は借りられないというようなことの制約もございますので、安全側を見まして、今回取り直しをさせていただき、目標といたしましてはもちろん年度内にとということで、これからやりたいというふうに考えての返還でございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） では、ちょっとまだ不明なところが、47ページの宅地耐震化の業務なんですけれども、スクリーニングしたら町内20か所あるうちの4か所を調査対象にとということでございますけれども、その調査というのは、耐震化ということになってはいますが、もし耐震化が危険だという調査結果が出た場合です。出た場合にどうするのかということになると思うんですけれども、安心だとなればいいんですけれども、危険だというふうになると、誰が、どういうふうに責務を負うのか。そこまでこの事業は考えられておるのか。まず1点お聞きしたいと思います。

それと、除雪の関係。今回300万円ですけれども、前の200万円の残額と合わせて500万円ぐらいになるというような考え……

〔「当初は100万円の予算で180万円ぐらい実績があったという」と呼ぶ



者あり]

○4番(池沢俊雄君) そうすると、300万円プラスで480万円ぐらいということですか。

[「400万円です」と呼ぶ者あり]

○4番(池沢俊雄君) 400万円の事業費ということですね。総事業。

[発言する者あり]

○4番(池沢俊雄君) はい。じゃ、400万円がいいんですけども、あとこの8社ということですけども、私の記憶だと、私もそんなものは10年前のことですから、6社ぐらいしか頭に浮かばないんですけども、名前を言ったって、これ別に問題ないと思うんですけども、まず長柄地域から黒須さんね。それと、日吉に来て仲村さん、あと、三橋さんと、中部さん、それと大庭へ行って丸嶋さんですか。それともう一つ、長柄山にいて太陽建設、この6社が私の記憶の中にあるんですけども、あとの2社は、業者はどなたなんですか。

○議長(古坂勇人君) 内藤建設環境課長。

○建設環境課長(内藤文雄君) 答えいたします。

8社につきましては、もう一社後から石井水道さんが加入していただいたということと、大成ロテックさんが協力していただいているという状況でございます。

以上です。

○議長(古坂勇人君) 4番、池沢俊雄議員。

○4番(池沢俊雄君) 大成ロテックさんは土木関係で重機もあると思うんですが、石井水道さんも重機はあるんですか、除雪作業ができるような重機が。

○議長(古坂勇人君) 内藤建設環境課長。

○建設環境課長(内藤文雄君) 答えいたします。

石井水道さんも、一応土建組合ということでお願いしたところ、塩カルをまいたり、竹を切ったり、専門の除雪する機械はないと思いますけれども、そういう面で協力していただいております。

[発言する者あり]

○議長(古坂勇人君) 内藤建設環境課長。

○建設環境課長(内藤文雄君) 答えいたします。

この優先度調査等を行い、計画を立てて、それを対策する場合にも、国の補助制度は受けられると聞いております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） すみません。これ最後にします。

もしそうなった場合の事業主体というのは、どこが事業主体になるんですか。ちょっと簡潔に教えてください。

○議長（古坂勇人君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

まだそこまで補助の制度の具体的な補助割合とか、その辺まではまだ出されていなく、全国的に見ても、この計画につきましては、まだそこまで進んでいないような状況と聞いております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 45ページなんですけれども、商工振興利子補給補助金157万5,000円の減額なんですけれども、当初予算、大体200万円ぐらいだったかと思うんですけれども、利子補給が4分の3も減っちゃいまして、借入金自体も減ったのか、借入金が減ったならば、借入金はどのくらい減ったのか伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

令和元年で49件、2年で39件、本年度におきましては30件と、件数も減っておりまして、それに伴う金額も、借入れの金額も減っておるといってございまして。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 額を聞いているんですけれども。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 大変失礼しました。

令和元年で168万1,345円、2年度で143万1,762円、3年度につきましては92万4,114円が利子補給の対象となっております。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 30件で借入金って92万円しかないんですか。件数が30件で、借入金って92万円しか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 失礼しました。

92万円は、利子の補給分のものでございまして、借入金につきましては2億2,000万円。

〔「この金額を聞いていたんだ」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（小泉義彦君） 失礼しました。

〔「2億2,000万円ね」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（小泉義彦君） はい。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑はございませんか。

5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ちょっと私から2点ばかり。ちょっと1点はピント外れかもしれませんが、でも、またお願いします。

まず1点目は、47ページの下のほうの側溝関係の金額で50万円というお金が出ているんですけども、たしか私、力丸のほうも結構側溝が長い、町道の脇に側溝があるんですけども、ここのやつをさらってもらったと僕は記憶しておるんですけども、この普通のものに入っているのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、日常的な側溝の清掃等が入っていますが、ここで補正させていただいているものにつきましては、災害復旧工事であちこちやりましたけれども、そこについて、まだ土砂が流れ出てきておりまして、その部分についての側溝の清掃業務ということで、一番大きいところは、刑部の三沢の災害現場が、ずっと土砂が流出している状況が続いておりますので、そこに係る経費が一番大きなものでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） 分かりました。

力丸を、今私言いましたように、本部落から桜谷のほうに抜かれてくるところに側溝があるんですけども、ここは年中埋まっちゃっているんですね。それで、一番の原因はイノシシなんですけれども、多分もうじきだと思えるんですけども、要望が来ると思うんですよ。それくらい、1回50万円ぐらいかかるのかなという気がしたものですから、ちょっと聞いてみたということでございます。

あともう一点は、ちょっとピンとずれます。申し訳ないですけども。今回、東京オリンピックで、ロシアの選手は来られなくなって、100万円の減額と。これは数字的に分かるんですけども、また、全世界で問題になっていますロシアとウクライナの件。これは今後、どうなるか分かりませんが、今後ロシアに関しての、そういうタイアップというんですか、何かそういうものについてのことは、今後どういうふうにご検討されるか。もしあったらお聞かせ願います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ロシアの国といいますか、ロシアフェンシングチームの支援事業ということで、今回ホストタウンとして行ったというところでごさいます、残念ながら何もできなかったというところでの補正予算でごさいます。今ご質問の今後のロシアとの付き合い方といいますか、それにつきましても、実際に実体が今のところございませでしたし、今後も今のところ予定はございませ。

ただし、ホストタウンというのは、国に対して手を挙げて、一旦なつてございますので、これについては、登録という形ではこれからも名前は残っているということになるかと思ひます。現在もそのような認識で町のほうもおります。ただ、今何が、いわゆる交流ですとか、そういうものがあるかとかいうことになりますと、もちろん皆さんもご存じのとおり、予算も取つてございませし、そういうような国際大会も今ございませし、ということになつておりますので、今後、今明確に何だということ、今お答えできる状態にはないと。こちらにもそういう考えも今のところないと。この情勢からしても、積極的にいくことはまづないと。そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ありがとうございます。

世界で、どういう制裁をやるかというふう、いろいろ話をしてる段階で、結構今ニュースになつてございます。そのもろもろを含めまして、いろいろ行動していただきたいというふうにご検討するので、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 学校管理費なんですけれども、小学校の部なんですけれども、長柄小

学校ですか。プールのメーターの件、今回補正にのっていないんですけれども、話全然聞いていないでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） それは、長柄小のプールの水道のことでしょうか。

それについては、現在広域のほうにも問い合わせ、調査中ということで、まだ現段階では明確なお答えはできないという状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） 常任委員会でやらせてもらいます。できなくないでしょう。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第6号から議案第11号までの6件に対する討論及び採決を行います。

初めに、議案第6号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号 令和3年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号 令和3年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号 令和3年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号 令和3年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（古坂勇人君） ここでお諮りいたします。

本日の会議はこれで終了とし、明日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれで終了とし、明日に延会することに決定いたしました。

明日午前10時より会議を再開します。

本日はこれで散会をします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時38分

## 令和4年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和4年3月2日(水曜日)午前10時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算

議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

日程第3 休会の件

---

### 出席議員(10名)

1番	高橋 智恵子 君	2番	岡部 弘安 君
3番	鶴岡 喜豊 君	4番	池沢 俊雄 君
5番	三枝 新一 君	7番	本吉 敏子 君
8番	星野 一成 君	9番	月岡 清孝 君
10番	柴田 孝 君	11番	古坂 勇人 君

### 欠席議員(1名)

6番 山崎 悦功 君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田 勝利 君	副町長	田中 武典 君
総務課長	石井 正信 君	企画財政課長	白井 浩 君
税務住民課長	森田 孝一 君	健康福祉課長 兼地域包括 支センター 兼福祉セ ンター長	若菜 聖史 君



建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	小泉義彦君
会計管理者	石井和子君	こども園長	川嶋静雄君
教育長	石井和之君	学校教育課長 兼給食センター所長	川田亨君
生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君	選挙管理 委員会書記長	石井正信君
農業委員会 事務局長	小泉義彦君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山越康弘	議会書記	貝塚匡
議会書記	那須悠太		

---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古坂勇人君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

山崎議員から体調不良のため欠席する申出がありましたので報告いたします。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第12号～議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古坂勇人君） 日程第2、議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算、議案第13号

令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも令和4年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算及び議案第13号から議案第17号の令和4年度各特別会計の予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、令和4年度当初予算の規模は、一般会計40億7,600万円、特別会計20億1,410万円、合計で62億9,010万円となり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計では17.8%の減、特別会計では3.5%の増、合計11.8%の減となっております。

一般会計では、公民館建設事業における事業費の減が主な要因となっております。

次に、国民健康保険特別会計では、予算総額が9億6,600万円、前年度比2.0%の増となっております。

農業集落排水事業特別会計では、予算総額が6,880万円、前年度比23.7%の増となっております。

また、介護保険特別会計では、予算総額が7億9,910万円、前年度比3.9%の増となっております。

次に、浄化槽事業特別会計では、予算総額が8,020万円、前年度比6.6%の増となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計では、予算総額が1億円、前年度比0.1%の増となっております。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をさせていただきますので、予算書の42ページ、43ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては後ほど説明させていただきますので、科目内での説明は省略をさせていただきます。

まず初めに、1款1項議会費でございます。7,062万1,000円、前年度比75万4,000円の減となっております。

2款1項総務管理費 5億8,528万3,000円、前年度比1,829万5,000円の増となっております。  
主な事業といたしましては、人事給与システムの入替えに伴うデータ移行抽出業務495万円、地域防災計画の改訂業務499万4,000円、ふるさと納税制度に関する業務1,950万円、庁舎外壁改修に向けた調査業務をはじめとする施設管理業務910万8,000円、ホームページのリニューアル業務300万円、千葉大学や地域の事業者と連携した2件の特産品開発業務665万円、地域おこし協力隊員の受入れに伴う報酬135万円などが挙げられます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

2項徴税費9,660万8,000円、前年度比1,157万円の増となっております。

主な事業といたしましては、地籍調査事業に伴う地番現況図の更新業務1,034万円、固定資産税評価替えに伴う土地鑑定評価業務340万1,000円が挙げられます。

58、59ページをお願いいたします。

3項戸籍基本台帳費3,514万8,000円、前年度比72万1,000円の増となっております。

60ページ、61ページをお願いいたします。

4項選挙費2,025万円、前年度比1,090万8,000円の増となっております。

来年度は、参議院議員選挙、町長選挙、町議会議員補欠選挙、県議会議員選挙の4つの選挙が予定されておりまして、これに係る経費を計上しております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

5項統計調査費11万8,000円、前年度比37万8,000円の減となっております。

6項監査委員費50万円、前年度比2万2,000円の増となっております。

66、67ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費、予算額6億8,164万3,000円、前年度比3,292万7,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、社会福祉協議会への補助金3,854万2,000円、障害者の介護給付費1億2,132万1,000円、国民健康保険特別会計への繰出金7,984万9,000円、介護保険特別会計への繰出金1億2,912万円、後期高齢者の医療給付費をはじめとする負担金1億522万6,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金2,285万2,000円などが挙げられます。

続いて、74、75ページをお願いいたします。

2項児童福祉費2億8,602万3,000円、前年度比2,923万9,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、放課後児童健全育成業務1,357万9,000円、児童手当6,062万円、こども園の給食調理業務2,000万円などが挙げられます。

80ページ、81ページをお開きください。

4款1項保健衛生費4億602万4,000円、前年度比401万9,000円の減となっております。

主な事業といたしましては、長生病院への負担金3,427万8,000円、子ども医療費扶助1,584万円、がん検診業務1,368万5,000円をはじめとした各種健診や予防接種に係る経費、新型コロナウイルス感染症の対策費2,442万5,000円、広域市町村圏組合への負担金1億5,117万7,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金4,540万6,000円、浄化槽事業特別会計への繰出金3,567万5,000円などが挙げられます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

5款1項農業費1億4,066万5,000円、前年度比161万2,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、農林業等振興事業補助金1,220万5,000円、中山間地域等直接支払交付金160万5,000円、多面的機能支払交付金651万7,000円、有害鳥獣対策に係る経費1,387万4,000円、都市農村交流センター指定管理者業務2,450万円が挙げられます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

2項林業費255万3,000円、前年度比151万円の増となっております。

6款1項商工費2,166万6,000円、前年度比49万1,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、商工会への補助金330万円、サイクルマップの作成業務100万円、長柄ダムさくらまつり補助金250万円、農林商工まつり補助金270万円が挙げられます。

96、97ページをお願いいたします。

7款1項土木管理費3億8,346万3,000円、前年度比2,836万9,000円の減となっております。

主な事業といたしましては、道路台帳の加除更新業務330万円、地籍調査に係る経費3億3,333万4,000円が挙げられます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

2目道路橋梁費1億4,964万6,000円、前年度比7,168万6,000円の減となっております。

主な事業といたしましては、橋梁長寿命化修繕事業における定期点検業務1,500万円、町道3033号線道路改良事業1億550万円、県道刑部バイパス事業に伴う普通河川刑部川の河川改良工事3,520万円などが挙げられます。

102ページ、103ページをご覧ください。

4項住宅費7,236万2,000円、前年度比189万4,000円の減となっております。

主な事業といたしましては、本年度から実施しております日吉団地ユニットバス設置工事の残り30戸分6,000万円が挙げられます。

104ページ、105ページをお願いいたします。

8款1項消防費1億4,488万6,000円、前年度比1,588万6,000円の減となっております。

主な事業といたしましては、広域市町村圏組合への負担金1億4,458万5,000円が挙げられます。

9款1項教育総務費5,621万9,000円、前年度比9万7,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、外国語指導助手の派遣業務1,026万5,000円が挙げられます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

2項小学校費7,565万9,000円、前年度比1,253万8,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、日吉小学校体育館の天井改修に係る設計業務310万円、同じく日吉小学校の職員トイレと更衣室の整備工事800万円、ICT環境整備事業2,231万5,000円が挙げられます。

110ページ、111ページをお願いいたします。

3項中学校費6,892万9,000円、前年度比821万1,000円の増となっております。

主な事業といたしましては、プール更衣室の整備工事1,000万円、ICT環境整備事業1,166万6,000円、国際交流事業807万4,000円が挙げられます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

4項社会教育費2億6,169万3,000円、前年度比9億8,983万3,000円の減となっております。公民館建設に係る経費の減が主なものですが、令和4年度は現公民館の解体工事費及び外構工事費といたしまして2億400万円を計上しております。

118ページ、119ページをお願いいたします。

5項保健体育費9,647万2,000円、前年度比792万円の増となっております。

第60回の記念大会となる一周駅伝大会事業437万6,000円、町民体育館1号館のトイレ改修工事500万円、学校給食センターの運営に係る経費7,339万3,000円が挙げられております。

124、125ページをお願いいたします。

10款1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費につきましては存目でございます。

11款1項公債費3億6,753万7,000円、前年度比1,357万8,000円の増は、元利償還金の積み上げでございます。

126、127ページをお願いいたします。

12款1項普通財産取得費につきましては存目でございます。

2項基金費1,082万6,000円につきましては、財政調整基金への条例積立て1,000万円をはじめとした各基金への積立金の積み上げでございます。

13款1項予備費500万円につきましては、例年と同様の計上でございます。

最後に人件費につきましては、9億3,435万5,000円、前年度比749万6,000円の増、主な要因といたしましては、来年度に予定されている選挙手当の増、会計年度任用職員の増及び昇給による増が挙げられております。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項町民税3億5,691万円、前年度比51万円の増、2項固定資産税7億4,201万円、前年度比2,081万円の増、3項軽自動車税2,985万円、前年度比75万円の増、4項町たばこ税4,100万円、前年度比200万円の減につきましては、町税務住民課の試算を基に計上しております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

5項入湯税200万円、増減なし、こちらも同様の計上でございます。

2款1項地方揮発油譲与税1,520万円、増減なし、2項自動車重量譲与税4,610万円、前年度比130万円の増、3項森林環境譲与税260万円、53万円の増につきましては、国県の見込み値を参考として計上しております。

3款1項利子割交付金200万円、前年度比20万円の減、4款1項配当割交付金540万円、前年度比170万円の増、5款1項株式等譲渡所得割交付金260万円、増減なし、こちらにつきましても同様の計上でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

6款1項法人事業税交付金2,770万円、前年度比1,270万円の増、7款1項地方消費税交付金1億7,320万円、前年度比380万円の増、8款1項ゴルフ場利用税交付金5,220万円、640万円の増につきましても同様の計上でございます。

9款1項自動車取得税交付金につきましては、過年度分を想定した存目でございます。

10款1項環境性能割交付金1,460万円、前年度比490万円の増につきましても、国県の試算に基づく計上でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

11款1項地方特例交付金700万円、110万円の増につきましても同様の計上でございます。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金210万円、前年度比3,040万円の減につきましては、税務住民課の試算に基づく計上でございます。

12款1項地方交付税11億5,900万円、前年度比9,000万円の増は、地方財政計画の数値を基に算出しております。

13款1項交通安全対策特別交付金180万円、増減なしにつきましては、国県の試算を参考とした計上でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

14款1項負担金765万3,000円、前年度比128万6,000円の減は、こども園の保育料の見込額などから算出しております。

2項分担金につきましては存目でございます。

15款1項使用料4,327万8,000円、前年度比862万8,000円の減は、道路や町営住宅の使用料が主なものとなっております。

24、25ページをお願いいたします。

2項手数料419万8,000円、前年度比2万4,000円の減は、戸籍謄本の交付手数料などの積み上げでございます。

16款1項国庫負担金1億4,986万9,000円、前年度比2,570万7,000円の増は、障害者自立支援給付費負担金6,127万1,000円、ワクチン接種事業負担金1,382万5,000円が主なものとなっております。

2項国庫補助金1億1,662万1,000円、3,038万5,000円の減は、町道3033号線道路改良事業5,800万円、町営住宅のユニットバス設置2,722万5,000円といった補助金が主なものとなっております。

28、29ページをお願いいたします。

3項委託金204万3,000円、前年度比11万9,000円の増は、基礎年金等事務費委託金183万8,000円が主なものとなっております。

17款1項県負担金9,582万1,000円、前年度比625万9,000円の増は、国民健康保険基盤安定負担金2,700万4,000円、障害者自立支援給付費等負担金3,061万円が主なものとなっております。

30ページ、31ページをお願いいたします。

2項県補助金2億9,054万9,000円、前年度比1,838万3,000円の減は、重度心身障害者医療給付改善事業815万円、鳥獣被害防止総合対策交付金752万3,000円、地籍調査費補助金2億



4,237万円が挙げられます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

3項委託金1,888万7,000円、前年度比24万1,000円の増は、個人県民税徴収取扱費委託金1,089万円、参議院議員選挙委託金600万8,000円が挙げられます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

18款1項財産運用収入829万2,000円、増減なし、2項財産売却収入5万1,000円、前年度比2万円の増は、令和3年度の実績に基づく計上でございます。

19款1項寄附金6,500万2,000円、前年度比2,500万円の増は、令和3年度におけるふるさと納税の実績に基づく計上が主なものとなっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

20款1項基金繰入金5,180万円、前年度比1億270万円の減は、公民館建設事業に伴う基金繰入金の減が要因でございます。

2項特別会計繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金として、存目でございます。

21款1項繰越金1億2,000万円、前年度比7,000万円の増は、財源の不足分を充当するものがございます。これにより、財政調整基金からの繰入金はございません。

22款1項延滞金加算金及び過料30万2,000円、前年度比20万円の減は、令和4年度の見込額を計上しております。

38、39ページをお願いいたします。

2項町預金利子は存目の計上でございます。

3項雑入6,046万円、前年度比6万円の増は、学童クラブの利用料435万3,000円、給食費負担金1,930万円といった各課の雑入を積み上げて計上しております。

23款1項町債3億5,970万円、前年度比9億6,270万円の減は、公民館建設事業費の減が主な理由となっており、臨時財政対策債5,800万円、公共事業等債4,880万円、公共施設等適正管理推進事業債1億8,450万円が主なものとなっております。

以上で一般会計の補足説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案の取扱いにつき、審議する前に総括質疑を行います。

総括質疑は、議会運営委員会で決定のとおり、款、項に限って行い、事業・予算等の詳細については、この後お諮りしますが、常任委員会で質疑するようお願いいたします。

質疑ございますか。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） それでは、ちょっと私のほうから質問させていただきます。

まず、昨日の町長の施政方針の関係でございませけれども、まず3ページに地方交付税がうたわれていますけれども、この施政方針によりますと、地方交付税の減少も見込まれるなどということで、厳しい財政運営が見込まれますということなんですけれども、この予算書の20ページ、地方交付税については、今年度9,000万円ほど昨年より増額になっています。この絡みをちょっと説明願いたいと思います。

それともう一点、施政方針の中で、ちょっと私ここ分からないんですけども、11ページの、近年過疎地域の指定を受けたということのをうたっていますけれども、これが新年度予算、これに、新年度から新たに取り組むものとなっておりますけれども、新年度予算にこの過疎地域の何だかが計上されておるのかどうか、まずその2点をお聞きいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

地方交付税につきましては、国のほうの審議会等の中では、町長の施政方針にございませとおおり、これから先細っていくと、どんどん減少していくということに見解が統一されているということが県からも通達が来ております。

そのようなことを、長期的な視点に立ったところでは……、中長期ですね。中長期的なところでは、そういう考え方が必要だということではございませ、実際に9,000万円増えているところにつきましては、現状のコロナの関係とか、今政府のほうでデジタル化の関係とか推進しているものがございませ、特別に上乘せになってきているというようなものもございませ。それらの数値的なものが国から示されてきている中で、今年度につきましては、昨年度も決算的には増えておりますけれども、新年度につきましては、その辺を見込んだ数値というところで、施政方針との、多少その辺の言い方の違いが出てきているという現状でございませ。中長期というところで捉えていただくとありがたいかなというところではございませ。

あと、11ページの、過疎の地域に指定されたというのは、議員のほうからのご指摘だったんですけども、ここにつきましては、本町につきましては、過疎地域の指定を受けていないことから、これまで事業の対象となる町ではなかったけれども、地域要件の見直しにより近年対象となりましたというところではございませ。この地域要件の見直しというのは、いわ

ゆる過疎指定で過疎債を受けられるとか、そういうような、町が指定を受けたというところではございません。これまでどおり過疎指定区域ではございません。

ただ、細かい数字はちょっと今すぐ答えられなくて申し訳ないのですが、今言った地域要件の見直しという要件の見直しによって、うちも地域おこし協力隊を国の10分の10で受けられる地域として認められたというところがございます。

そのような書きを、町長の施政方針の中に入っているというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 交付税は今後の見通しだということですが、この施政方針は町長がこの令和4年度の予算編成について申し立てしていると思うので、ちょっとこれ見ると実態とは違うなということがうかがえます。

それと、過疎の関係ですけれども、何かこの文章を単純に読むと、私は指定を受けたみたいな捉え方をしちゃうんですけれども、ほかの議員の皆さんはどういう捉え方しているのかわかりませんが、私としては何か新たに指定を受けたみたいな表現のような感じはしますが、これは表現の違い、考え方の違いですから、それはそれでいいといたします。

それでは、次にお伺いいたします。この令和4年度の予算編成を受けた財政調整基金と公共施設整備基金の予算編成後の額がどのくらいになるのか、それぞれお聞きいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 予算編成後と申しますか、まず令和3年の末の見込みでお答えさせていただきたいと思っております。

今年度末の見込みと申しましては、財政調整基金が6億1,149万8,000円、公共施設等整備基金が8億181万9,000円。手元にある私の資料ですと、そういう見込みとなっております。これによりまして、数年前、公民館のために積立てを行っていた時期にやや近づいたと、戻ってきたというところがございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） そして、今の数字ですと、財政調整基金は今回は崩さない、令和4年度では崩さない、今のところ崩さないという考え方だと思いますけれども、あと公共施設整

備基金は、公民館の建設に4,000万円ほど充当するという考え方みたいですので、財調は6億1,000万円ほど、公共施設整備基金は7億6,000万円ほどまだ残が令和4年度終了後でも残るようなことになると思いますけれども、結構残っていますね、これ。何かかなり厳しい厳しいという予算の表現していますけれども、結構皆さん財政の運営が上手で、かなり残ってきていますので、町民の方の要望、また後ほど聞きますけれども、町民が要望している事業を、もう少し取り込めたらいいのかなというふうに思います。

じゃ、それはそれで結構です。

次に、私は住民教育ですので、総務事業の委員会には出られませんので、発言もできませんので、ちょっと細かいことで申し訳ないんですけども、予算書の93ページの工事請負費の270万円の内容と、101ページの工事請負費、1165線の改良工事の内容、これちょっと詳細にご説明をいただきたいと思います。私のほうの地元の、おかげさまで地元のほうの事業化になると思いますので、地元にもご報告をしなくちゃいけない点もありますから、ちょっと詳細に教えていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 池沢議員に申し上げます。

ただいまの質問は事業予算の詳細に関するものではないので、款、項の範囲外で、先ほど申し上げましたが、議会運営委員会の申合せで、新年度予算に関する質問の範囲を款、項としており、常任委員会で質問していただく内容となりますので回答しかねます。

〔「よろしいですか」「委員会が違うからと言っているじゃない」「よろしいですね」「それじゃ、何も細かい質問というのは、他の委員会ではできないんですか。そんなことはないと思いますよ。総括ですから、細かい、委員会が、私が住民教育の委員ですから、その辺の質問をするんなら、これは誤りですけども、その委員会には出て発言できないんですから、細かい内容もやはり聞いておかななくちゃいけないところはありますので、ぜひそれは答弁をお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 繰り返し申し上げますが、新年度予算の事業、予算の詳細に関する質問については、議会運営委員会において、常任委員会でを行うということになっております。所属しない常任委員会が所管する事業、予算等への質問は所属する委員に代理で質問していただき、傍聴していただくようお願いいたします。

本件につきましては今後の議会運営委員会の課題として、今後協議することといたします。

池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君）　そういうことであれば分かりました。次に議運のほうで協議をさせていただきます。

じゃ、これについては、ここでの答弁はいいですから、後ほど担当のほうに行ってお聞きしますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（古坂勇人君）　ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（古坂勇人君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第12号から議案第17号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号までの6議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

### ◎休会の件

○議長（古坂勇人君）　日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、明日から15日まで休会といたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君）　異議なしと認めます。

よって、明日3日から15日まで休会とすることと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（古坂勇人君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月16日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時41分

## 令和4年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年3月16日(水曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算

議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

日程第3 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第19号 令和3年度長柄町一般会計補正予算(第11号)

追加日程第1 発議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

---

### 出席議員(10名)

1番	高橋智恵子君	2番	岡部弘安君
3番	鶴岡喜豊君	4番	池沢俊雄君
5番	三枝新一君	7番	本吉敏子君
8番	星野一成君	9番	月岡清孝君
10番	柴田孝君	11番	古坂勇人君

### 欠席議員(1名)

6番 山崎悦功君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 清田勝利君 副町長 田中武典君

総務課長	石井正信君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	森田孝一君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉社 センター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	小泉義彦君
会計管理者	石井和子君	こども園長	川嶋静雄君
教育長	石川和之君	学校教育課長 兼給食所 センター所長	川田亨君
生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君	選挙管理 委員会書記長	石井正信君
農業委員会 事務局長	小泉義彦君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山越康弘	議会書記	貝塚匡
議会書記	那須悠太		



開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（古坂勇人君） 本日は、お忙しい中お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は10名であります。山崎委員から体調不良による欠席の申出がございましたので、報告いたします。

定員数に達しておりますので、休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日、議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第12号～議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第2、議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算、議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件については、さきの予算審査常任委員会に付託してございますので、審査の経過及び結果につきましては委員長に報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、本吉敏子議員。

○総務事業常任委員長（本吉敏子君） 令和4年度予算審査、総務事業常任委員会委員長報告

をさせていただきます。

3月2日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は議案3件でございます。この審査のために、去る3月7日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算、議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

まず、企画財政課の審査では、住宅新築補助金の補助金と住宅リフォーム補助金について、建築資材の高騰に伴い補助率を上げるのかとの質問に対し、補助率を上げることは考えていないとの答弁がありました。

次に、広報の発行部数と配布先を教えてくださいとの質問に対し、発行部数は3,000部を予定している。配布先は、自治会及び事務連絡班、それ以外の町内の公共施設、病院、老人福祉施設、コンビニ、農協、郵便局等に配布しているとの答弁がありました。

次に、特産品開発業務の予算運用を聞きたいとの質問に対し、町内の特産物を使い、千葉大生など若者たちの新たな発想で商品開発ができればと考えているとの答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、自主防災組織に参加する自治会は増えていないのかとの質問に対し、現在33自主防災組織を設置済みであり、令和2、3年に自治会から相談があるが、新型コロナウイルス感染症の影響で役員が集められない等の理由により、新規設置に至っていないとの答弁がありました。

次に、自主防災組織の自主的な活動を促すため、文書の周知だけではなく地域が動きやすい工夫をしてもらいたいとの質問に対し、本来であれば年1回防災訓練に参加していただいていたが、令和元年、災害や新型コロナウイルス感染症の関係で実施できなく、今後、検討していくとの答弁がありました。

次に、防犯灯のLEDへの交換率を教えてくださいとの質問に対し、町内におおむね1,500台の防犯灯があり、そのうちLEDが1,400台。残り100台前後が蛍光灯となっているとの答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査は、観光協会の事業内容を教えてほしいとの質問に対し、主な事業としては宣伝広告である。詳しく説明すると、ラジオでの放送やフリーペーパー道の駅などの観光協会の情報を掲載しているとの答弁がありました。

次に、農林業振興事業補助金について、営農組合や個人でこういった縛りがあるのかとの質問に対し、年間500万円の補助を上限としており、5年間で2,500万円を限度としている。購入するものについては、過去に購入した記録の確認を行っている。また、現在使用しているものについては、下取りの有無、提出された見積りについては、適正価格の調査をしているとの答弁がありました。

次に、昨年度、都市農村交流センター管理運営委員会で上がった補修箇所について予算に反映されているのかとの質問に対し、予算書に計上しているのは通常の修繕となっている。都市農村交流センター運営委員会で協議の上、既存施設の除却や更新について、これから計画を立て協議をしていくとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、実施計画で町道3004号線のラウンドアバウトが位置付けられているが、予算に計上されていない理由を教えてほしいとの質問に対し、予算査定時に地元への説明会が開催されていないため、必要に応じ補正予算で対応したいとの答弁がありました。

次に、住宅用設置等脱炭素化促進事業補助金とはどういうものかとの質問に対し、蓄電池やエネファームの設置に対する補助金となるとの答弁がありました。

次に、交通安全プログラム対策工事とはどういうものかとの質問に対し、毎年8月に警察及び学校並びに千葉県と合同で通学路の点検を行い、安全施設や区画線の設置などの工事費になるとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明委員全員の出席の下に総括質疑を行いました。

環境保全の観点から、プラスチックごみ等処理関係で再資源化や再分別を検討していただき、地球全体の問題として費用対効果関係なく取り組むこととの要望がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算、議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（古坂勇人君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、星野一成議員。

○住民教育常任委員長（星野一成君） それでは私からは、令和4年度予算審査、住民教育常任委員会の委員長報告を行います。

3月2日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案4件です。この審査のために、去る3月4日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算、議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

全ての議案については、全会一致で原案のとおり可決することを決定いたしました。

なお、審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

学校教育課の審査では、長柄小学校の水道配管の在り方についてその後の経過を伺いたいとの質問に対し、現在、過去の経緯や現状の把握をし、広域水道部と協議を予定している。工事の実施については、学校施設の今後の整備計画と併せて調整し、検討したいとの答弁がありました。

また、日吉小学校の職員トイレと児童の更衣室の工事費を算出するための設計業務委託費について、業者からの提案型事業とすることで委託費を削減できるのではないかとの質問に対し、工事に伴う図面の作成等、専門的な知識が求められること及び公共工事として適切に入札を行う観点から、設計業務を委託することとしている。実施に際し、できる限り経費を削減できるように努めていくとの答弁がありました。

続いて、生涯学習課の審査では、公民館費の増額について、その内容を伺いたいとの質問に対し、新公民館に業務が移るまでに現公民館と新公民館の両方に施設管理業務などの経費がかかるため増額となっているとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、町民全体の医療給付費合計金額が下がっているが、1人当たりの医療給付費が増加している理由は何かとの質問に対し、年齢の上昇とともに医療も高度になるため、高齢化率の上昇とともに医療給付費も増加しているとの答弁がありました。

また、人間ドック補助が1人5万円上限となっているが、人間ドックや脳ドックを受ける

には幾らかかるのかとの質問に対し、人間ドック1人当たりの平均は5万5,000円程度であり、そのうち3万8,000円を補助している。脳ドックについては、受ける方がいないため把握していないとの答弁がありました。

続いて、健康福祉課の審査では、こども園給食調理業務は令和4年度から民間委託となるが、適正な人員配置がなされているのかとの質問に対し、責任者、副責任者、調理員については正規職員とし、現在、園で従事している会計年度職員の1名は今後も従事する予定であり、その他無資格及び未経験の者についても事前に一定の研修を受けることとなっているとの答弁がありました。

また、社会福祉協議会への補助金について、昨年度の繰越金が3,000万円程度ある。特別会計と一般会計を融通させることにより減額できるのではないのかとの質問に対し、社会福祉協議会が法人公営企業会計であることから、今後精査し、対応していくとの答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算、議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（古坂勇人君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 令和4年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 令和4年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決するこ

とに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第3、議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関するものであり、非常勤職員の育児休業等の取得の要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上ある者という要件を廃止し、在職1年未満であっても育児休業等を取得できるものとするものであります。

また、妊娠、出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度等の周知や育児休業取得の意向の確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の措置を行うものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第4、議案第19号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第11



号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長(清田勝利君) 議案第19号 令和3年度長柄町一般会計補正予算(第11号)の提案理由をご説明を申し上げます。

初めに、一般会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ116万円を追加し、補正後の予算総額を53億3,951万8,000円とするものです。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金において、国から追加の内示額が示されたため、防災力向上事業として避難所にジェットヒーターを配備するものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古坂勇人君) 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長(白井 浩君) それでは、議案第19号 令和3年度長柄町一般会計補正予算(第11号)につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページお開きください。

2款1項13目地方創生臨時交付金事業費、10細目防災力向上事業、17節備品購入費116万円の増は、避難所等における環境整備といたしましてジェットヒーター4台を購入するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

16款1項4目1節公立学校施設災害復旧費負担金67万6,000円の増は、令和元年度の台風・豪雨により被災した長柄小学校と長柄中学校ののり面復旧工事、給食センターの設備復旧工事の3事業が激甚災害に指定されたことに伴う国庫負担率の増によるものでございます。

続きまして、2項6目2節地方創生臨時交付金116万円の増は、国から追加の交付が示されたことによる増でございます。

最後に、21款1項1目1節前年度繰越金67万6,000円の減は、先ほどご説明をさせていた

いただきました公立学校施設災害復旧事業費負担金が交付されることに伴う減でございます。

歳入の説明は以上でございます。

以上、一般会計補正予算、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） すみません、ジェットヒーターってどんなものか。それで、またジェットヒーター、この使い方。どのような使い方をするのか教えてもらいたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 大型の体育館等を想定しておりますので、大型のオープンヒーター、ファンヒーターの大きいやつということで、灯油だと思います。

以上でございます。

○3番（鶴岡喜豊君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第11号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（古坂勇人君） お諮りいたします。

ただいま月岡清孝議員からロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議について、発議案が1件提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案を日程追加することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。再開は3時40分といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（古坂勇人君） 追加日程第1、発議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝議員。

○9番（月岡清孝君） 発議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議。

上記の議案を長柄町議会会議規則第14条の規定により、提出する。

令和4年3月16日提出。

提出者、長柄町議会議員、月岡清孝。

賛成者、長柄町議会議員、岡部弘安、星野一成、本吉敏子、三枝新一、池沢俊雄議員になります。

長柄町議会議長 古坂勇人様。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議。

本年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始し、両国軍の間の激しい戦闘により子供を含む民間人に多数の死傷者を出している。

今回の軍事侵攻はウクライナの主権、領土の一体性への侵害、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反に留まらず、国際的な秩序を支える根本原則を揺るがすもので断じて許されず、厳しく非難する。

よって、本町議会はロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、厳重に抗議するとともに、ウクライナの平和のため戦闘の即時停止やロシア軍の完全撤退に向けて、各国が一体となり取り組むよう強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月16日、長柄町議会。

お願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（古坂勇人君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年長柄町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分